

# ドイツ訴訟費用援助法の改正

——2013年改正法の立法資料から——

豊 田 博 昭

- 1 はじめに
- 2 援助付与の要件
- 3 裁判所の審査・付与手続
- 4 裁判所の管理手続
- 5 弁護士への付添い
- 6 不服申立て
- 7 まとめに代えて

## 1 はじめに

(1) 2013年8月31日付けの法律（Gesetz zur Änderung des Prozesskostenhilfe- und Beratungshilferechts）により、ドイツ訴訟費用援助法（1980年）は助言援助法とともに改正された（2014年1月1日より施行）。アクセス・トゥ・ジャスティス思想の世界的拡がりのなかで、ドイツの立法者も1980年、旧来の受救権（アルメンレヒト。直訳すると、「貧困者の権利」）から決別して、訴訟上の「訴訟費用援助法」<sup>1)</sup> および裁判外の「助言援助法」と

---

1) ドイツ訴訟費用援助法は後述するように裁判実務ではとりわけ家裁手続で多く利用されているが、家裁が管轄する婚姻事件・家庭訴訟事件・その他の家庭事件等の手続には、新しく2008年12月7日付けの家庭事件および非訟事件手続法が制定された（2009年9月1日より施行）。同法による手続での訴訟費用援助は手続費用援助（Verfahrenskostenhilfe）とよばれ、その付与については訴訟費用援助についての民訴法の規定が準用される（同法76条1項）。vgl. W. Zimmermann, FamFG, 2. Aufl., 2011, Rn. 44ff., S. 10ff.; Poller/Teubel (Hrsg.)/D. Härtel, Gesamtes Kostenhilferecht, 2. Aufl., 2014, § 76 FamFG, A, S. 224ff.; Thomas/Putzo/C. Seiler, FamFG § 76 Vorbem., § 76, S. 1546ff.

いう名称の制度を新しく定めた<sup>2)</sup>。連邦憲法裁判所は、訴訟費用援助は司法領域の社会扶助制度であると評し、基本法3条1項（法の下での平等）・20条3項（法治国家原則）の要請によって権利保護の実現にあたり無資力者と資力者の平等化を図るものと強調してきた（BVerfGE 35,348ff.）。法律扶助制度の拡充に努めてきた諸外国は、しかし近年になって、そのための支出の増大と国家財政の悪化を背景に、従来の制度を見直すとともに支出を抑制する課題に取り組んでいるといわれるが<sup>3)</sup>、ドイツでも最近その動きがみられた。2006年、連邦参議院はラント国庫の財源難を理由にして、援助制度の濫用的利用に対処するため、改正法案「訴訟費用援助の経費制限のための法律案（訴訟費用援助制限法）」を連邦議会（第16選挙期）に提出した<sup>4)</sup>。「経費制限」という名称からもうかがえるように、その内容は、制度利用の統計数値や運用経費などのデータを基にして、無資力な当事者による制度の濫用を抑制し、裁判所の援助付与および管理手続をより厳しくすることで、特にラント国庫の財政負担を軽減しようとするものであった。しかしこれに対し、連邦政府は憲法上の基本原理をあげて、無資力当事者に人間に値する最低生存権の保障を確保できなくなるとの反対意見を表明した<sup>5)</sup>。同法案に対しては、批判的見解が多数であったといわれ

2) その詳細については、小島武司編『各国法律扶助制度の比較研究』171頁以下（豊田）（中央大学出版部、1983年）。その後の制度の発展や法文については、法務大臣官房司法法制調査部『法務資料第454号 各国の法律扶助制度』65頁以下（平成8年）（豊田）など参照。

3) 法律扶助制度研究会『報告書』12頁（平成10年3月23日）。

4) 同法案については、山田明美「民事訴訟費用援助制度の新たな動き——ドイツ訴訟費用援助制限法—連邦参議院法案——」修道35巻2号169頁以下、特に185頁以下参照。従前のドイツ法の法改正については、豊田「ドイツ訴訟費用援助法および助言援助法の改正」自正46巻6号45頁以下。

5) 連邦政府の反対意見はつぎの内容である。法改正にあたっては、司法行為請求権および社会国家原則の要請から導かれる憲法上の限界線を尊重しなければならない。国家は人間に値する最低生存権を保障しなければならない。訴訟費用援助法の領域でも、それを求める権利は保障的権利として処分できない。すなわち、権利追行のために最低生存権を賭するよう当事者に対して強要することはできない。➤

る<sup>6)</sup>。

(2) 2012年5月9日付けの連邦司法省参事官法案<sup>7)</sup>に続いて、連邦政府は2012年11月14日付けの「訴訟費用援助法および助言援助法の改正法案」(BT-Drucks.17/11472,S.1ff.)を連邦議会に提出した。連邦政府のこの改正法案(以下、「連邦政府法案」という)は、訴訟費用援助、手続費用援助、助言援助をより実効的な制度に変革することを目標とする。また連邦参議院法案で示された国庫負担の増大の抑制というラントの要請に配慮するとともに、裁判上および裁判外において、所得や資産に関係なく、すべての市民に権利へのアクセスが広く開かれるように保障する必要があるとする。これに加えて理由書は、2009年の三党連立(CDU, CSU, FDP)合意において、濫用的利用に対処するように訴訟費用援助法を改革する、しかし裁判所へのアクセスは今後も、所得や資産に関係なく、すべての市民に開かれるように保障しなければならない旨の決定があったことを指摘している(総論)。そして同改正法案は、第一に、援助の審査手続において、裁判所が主体的要件を包括的に解明する規制を維持することで、援助の不当な付

社会的法治国家原則および基本法3条1項で保障された法的平等の効果は、裁判所の援助による個人の法的地位の実現にも及ぶ。ただし、国家は裁判所へのアクセスを原則として費用の予納にかからせ、弁護士の代理に委ねていることも多く、法的平等の実現は経済的弱者に事実上難しくなる。そこで立法者は無資力な当事者も、平等要請に則した方法でその主張ができるように配慮しなければならない。このように指摘したうえで、連邦政府は連邦参議院の改正法案は憲法上の右規準値を十分に配慮していないと批判する。特に当事者に訴訟費用援助を得て取得した資産価値をすべて返還するように義務づけることには疑問がある。すでに現行法でも、当事者は訴訟で得た資産価値をもって手続費用を返還しなければならない。連邦参議院の提案はそれをこえて、最低生存権を確保すべき費用、または保護資産とすべき費用の拠出までも狙っている。BT-Druks.17/1216,S.37, Anlage "Stellungnahme der Bundesregierung"

6) Vgl.I.Rakete-Domber,Entwurf eines Prozesskostenhilfebegrenzungsgesetzes aus der Sicht des Familienrechts,NJW 2007,S.3162.

7) 同法案 ([http://www.brak.de/w/files/newsletter\\_archiv/berlin/2012\\_refe\\_pkh.pdf](http://www.brak.de/w/files/newsletter_archiv/berlin/2012_refe_pkh.pdf)) については、山田明美「訴訟費用援助削減の動向——ドイツ参事官法案を中心として——」修道36巻1号1頁、特に4頁以下。

与を防止し、その濫用的利用にも対処できるとする。第二に、援助当事者の費用負担を従来よりも重くする法改正を行うとする。第三に、ラントの運用経費の負担を軽減するための法改正を行うとする。連邦政府は、この法改正によってラント国庫は一年間に6,480万ユーロの負担軽減になり、連邦の国庫も同様に運用経費の負担を軽減することができると試算している。

(3) 連邦議会は、議会（第17選挙期）に再度提出された連邦参議院の改正法案を否決し、連邦政府の改正法案を修正のうえ採択すべしとする法務委員会の決定勧告（2013年5月15日付け）を受けて、それに従って連邦政府法案を修正・可決した。これが現行の訴訟費用援助法（民訴法114条ないし127条）である<sup>8)</sup>。連邦参議院法案以来の議論<sup>9)</sup>を子細に検討するだけの余裕もないが、連邦参議院法案に対する批判説を代表してM・キリアン（Killian）弁護士の見解<sup>10)</sup>を一瞥しておきたい。連邦議会の法務委員会の専門家公聴会で、法案に対する評価意見を述べたという同弁護士の履歴が注目されるからである。その主張によると、市民の権利へのアクセスの保障は、法政策的な形成任務としてとらえるべきであり、憲法に基づく遵守（Compliance）任務と解すべきではないと説く。この観点からは、国庫を視点とする改革構想の意義は大きくない。連邦参議院法案がいうラント国庫の負担は、なるほど2008年までは常に上昇し、通常裁判権での訴訟費用援助・助言援助のための経費は5億8,900万ユーロになった。しかし2010年の経費は5億6,800万ユーロ、2012年には5億3,300万ユーロと下がっている。また国際的比較でも、ドイツは国家の費用援助にそれほど多くの費用を投入しておらず、ドイツの全司法予算の5%に満たない。国民一人あたりの国家の費用援助額は4,70ユーロであり、ヨーロッパ諸国のそれよりも

8) 訴訟費用援助・手続費用援助の申立書式について、Verordnung vom 06.01.2014 - Bundesgesetzblatt Teil I 2014 Nr. 3 21.01.2014 S. 34 .

9) Vgl. W. Viefhues, Die Reform der Prozesskostenhilfe und die Auswirkungen in familiengerichtlichen Verfahren, FuR 2013, S. 488ff. usw.

10) M. Killian, Gedanken zur Kostenrechtsmodernisierung II: Prozesskosten- und Beratungshilfe, AnwBl 2014, S. 46ff.

低い。さらに同法案は、同一当事者による反復的利用のデータから濫用的利用を批判する。しかし、国家の費用援助を求める人々は、単純な法律問題というより、法的観点からみて問題の束（problem cluster）というべき生活上の問題を抱えていることが看過されている。これはアクセス・トゥ・ジャスティスの議論で知られているが、ドイツでは従来議論されていない。進歩的なリーガル・エイドシステムの目標は、できるだけ早期に問題発生に介入して、費用が高くなる中心的な事象問題を阻止することであり、国庫の観点からは費用対効果の大きい多くの付随的問題の発生を防止することができる。訴訟費用援助はお金がかかるが、お金の節約にもなる。費用援助のコストの増大は、国民経済への費用を減少する付加的効果もたらす、という。

(4) さて、2013年の法改正点のうち、本稿は民訴法の改正点を中心に以下に考察を試みることにする。最初に法改正部分を概観すると、つぎのとおりである。

ア 援助付与の客体的要件である、訴訟追行の「慎重性」概念が明文で定義された（民訴114条2項）。また主体的要件につき、申立当事者の資産算定に関する規定が一部改正された（民訴115条）。

イ 審査手続では、援助当事者が国庫に支払うべき分割金の額を定めた民訴法旧115条2項付表（「タベレ（表）システム」とよばれた）が削除された。また、付与要件の事実上の申立ての疎明にあたり、宣誓に代わる保証の可能性が認められた（民訴118条2項）。さらに本案の相手方当事者が、申立当事者の人的・経済的状态について審査手続で意見を述べる旨の規定が明文化された（民訴118条1項1文）。司法補助官法の改正により、ラント政府が法規命令によって、主体的要件の審査を司法補助官に委託することのできる裁判官の権限を定めることができる旨（ラントの開放条項（Länderöffnungsklausel））規定された（司法補助官法20条2項・3項）。

ウ 裁判所の管理手続では、援助当事者の分割払いの停止時期につき、裁判所が判断しやすい時期に改正された（民訴120条3項1号）。また援助

当事者に対しては、資力状態が相当に改善したとき、裁判所に届出義務を課す規定が新しく導入された（民訴120条 a）。付与後の資力状態の変化に応じて、援助付与決定の変更・取消しに備えるためであり、これに応じて裁判所が援助付与決定を事後的に取消す権限が拡大され（民訴124条 1項 4号）、個々の証拠調べのための援助付与の一部取消しも明文化された（民訴124条 2項）。連邦参議院法案が当初に掲げていた改正項目に比べると、成案なった改正点は小幅なものにとどまっているが、以下、個別的に改正点をみていくことにする<sup>11)</sup>。

## 2 援助付与の要件

### (1) 慎重性要件の定義

ア 連邦政府法案は、連邦参議院法案<sup>12)</sup> にならって、援助の付与要件に関する民訴法114条中に2項を新設して、客体的要件（訴訟追行の十分な勝訴見込みと慎重さを欠くものでないこと）のうち訴訟追行の「慎重性」要件の定義を明文化する提案をした<sup>13)</sup>。他方で、勝訴見込み要件についての改正議論はみられなかった<sup>14)</sup>。2項によると、「訴訟費用援助を要求しない当事者が、すべての事情を理性的に考慮したときは、十分な勝訴の見込みがあるとしても、権利追行または権利防御を断念すると思われるときは、（その）権利追行または権利防御は慎重さを欠いている。」と定められてい

11) 連邦司法省参事官草案（2012年）の規制案は、連邦政府法案とおおむね重なっているように思われる。したがって、以下の検討では特に引用していない。改正法については、豊田・山田明美「資料 2015年度後期・公開講座「市民と弁護士（3）——ドイツ弁護士職の動向を眺めつつ、若干のまとめ（2015年12月5日）——」修道39巻1号193頁以下（山田）も参照。

12) BT-Drucks.17/1216,Zu Nummer 3(§114 ZPO-E),S.20. 連邦政府も114条2項の創設に、原則として賛成意見を述べていた。BT-Drucks.17/1216,Zu Nummer 3(Einfugung des § 114 Absatz 2),S.38.

13) BT-Drucks.17/11472,Zu Nummer(§ 114 Absatz 2),S.29.

14) 80年の法改正の際には、勝訴要件に関する改正議論が行われたが、結局は1933年採用の勝訴要件基準が引き継がれ、現行法まで維持されていることになる。従前の法規制・改正の動きについて、小島編・前掲書（豊田）242頁以下参照。

る。「慎重性」要件の定義規定は80年改正前の旧制度（アルメンレヒト）にもおかれていたが<sup>15)</sup>、新制度のもとでは削除された。援助の他の付与要件は従来そのまま民訴法114条1項に規定されている。すなわち、「当事者の人的および経済的な状態からみて、訴訟遂行の費用をまったく支払えない、もしくはその一部しか支払えない、または分割払いでしか支払うことができない当事者は、目的とする権利追行または権利防御が十分な勝訴の見込みを有し、かつ慎重さを欠くとはみえないとき、申立てにより、訴訟費用援助を受けるものとする。欧州連合内での国境をこえる（grenzüberschreitende）訴訟費用援助については、民訴法1076条ないし1078条が補充的に適用される（2文）。」と定められている。またドイツ国内・欧州連合・その他のヨーロッパ経済域の協定国（Vertragsstaat des Abkommens über den Europäischen Wirtschaftsraum）に属する法人等の援助付与要件を定める民訴法116条も、変更はない。

イ 新2項に関する連邦政府法案の理由書によると、慎重さを欠くという要件の定義により、その独自の意義を強調するとともに、それを法律上も明確にしようという趣旨である。慎重性という概念は、援助法では特殊な機能をもって用いられる。慎重さを欠いた訴訟追行が排除されるのは、憲法上要請された援助の枠を個別的事案でこえないようにするものであり、その意義は重大である。そもそも憲法の要請は、裁判所へのアクセスの可能性について、無資力者を、訴訟の見通しを賢明に思慮し、費用リスクも考える資力者と等置することにあるが、それで足りるのである。費用を自

15) 旧114条1項2文は、「請求権の取立ての見通しを考慮して、アルメンレヒトを申請しない当事者が訴訟追行を断念する、または、請求の一部のみを主張するとき」、権利追行は慎重さを欠くと規定していた。「貧困でない理性的な当事者」の態度がその判断基準と解されていた。Thomas/Putzo,ZPO,8.Aufl.,1975, § 114,Anm.,2,S.203.ただし、請求権の「取立て」という文言からは、強制執行の見込みという限定的な局面が考えていたと批判するのは、Shoreit/Dehn/I.M.Groß, Beratungshilfe,Prozesskostenhilfe,Verfahrenskostenhilfe-BerH/PKH/VKH, 12.Aufl.,2014,Kapitel II§114 ZPO,V 2,Rn.78,S.162. なお、ドイツ法の客体的要件の沿革については、小島・前掲書（豊田）183頁注五参照。

己負担する当事者なら、訴訟の見込み・リスクを慎重に評価したとき、社会全体の費用負担まで受けて遂行しないと思われる訴訟を可能にすることは、援助制度の任務ではない。したがって、慎重性の判断基準は、費用を自己負担する当事者が、申立人の状態にある場合という仮定的態度である。

これに対し連邦議会の法務委員会は、定義規定の必要はないとしたが、規定の理解のためにコメントを加えている。その定義は支配的な判例、特に連邦憲法裁判例に則しており、比較の人物として、訴訟の見込みを理性的に考慮し、費用リスクもあわせ考えることのできる資力者をあげている。このフレーズは実務で長く使われており、適切とみなされている。それは裁判所に対し、十分に精緻で、柔軟な評価基準を提示している。判例によると、強制執行につきリスクのある訴えは慎重さを欠くとはいえず、上記定義によってもそれは変わらない。ただし、強制執行が継続的に見込みがない場合に限り、その要件の適用が考えられるが、できるかぎり抑制することが必要であるとする。

ウ 連邦政府法案の理由書は、少額紛争は、訴額が小さいからといって、慎重さに欠けるとはいえないとする。費用の自己負担者も少額訴訟を追行しており、右定義によって現行の実務に変更は生じない。過去数年間、区裁判事訴訟の19パーセントは訴額300ユーロ以下であり、区裁全民事訴訟事件の約5%において少なくとも一方当事者に援助が付与されている。訴額が小さい社会法の事件でも援助は付与される。

エ ところで、立法過程の議論で言及される上記連邦憲法裁判例は、外国人難民による庇護権請求訴訟での援助付与が問題になった事案に関する連邦憲法裁1990年3月13日決定（BVerfGE 81,S.347,357）である。その論旨によると、基本法は権利保護の実施にあたり富裕者と無資力者の地位の均等化を要請している。これは、法治国家原則（基本法20条3項・19条4項）と結び付いた基本法3条1項（法の下での平等）から明らかになる。法的請求権の専断的かつ強行的な実現を原則として禁止するのが、法治国家原則の中心的観点である。当事者は裁判所への途を指示されるが、それは同時



に、国家が裁判所を設置し、かつそのアクセスを万人に原則として均等な方法で開くという結果を生ずる。したがって、無資力者にも裁判所への均等なアクセスを可能にする装置を定めておくことが必要になる。それが訴訟費用援助制度であり（民訴114条以下）、連邦憲法裁が判示しているように、基本法3条1項は、法治国家原則と結び付いて、無資力者を富裕者との完全な同列化ではなく、広範囲での平等化のみを要求しているのである。無資力者は、自らの訴訟の見込みを理性的に考慮し、その際に費用リスクも考慮する富裕者とのみ平等化される必要がある。これにより、援助の付与を、目的とする権利追行または権利防御が十分な勝訴の見込みを有し、かつ慎重さを欠くものではないとみえることにかからせることは、憲法上疑念はない、と述べている<sup>16)</sup>。

## (2) 主体的要件の一部改正

ア 申立当事者の資力算定、分担金（分割金）の確定に関する民訴法115条は、今回の改正論議の焦点の一つであった。連邦参議院法案に続いて連邦政府法案も、援助当事者の自己負担額を社会扶助法の規定に準じて拡大することで「利用すべき所得」を増額し、それによってラントおよび連邦のそれぞれ国庫負担をより軽減するための改正規定をそれぞれ提出した<sup>17)</sup>。これに対し連邦議会の法務委員会は、適切な援助制度を用意しておくこと

16) 病院の治療措置の過誤につき病院の経営者および医師を相手取った患者からの損害賠償請求、将来の損害に対する賠償義務の確認請求訴訟の上告審で、連邦裁は患者の訴訟費用援助付与の申立てを勝訴の見込みなしとして却下、これに対し憲法抗告が提起された事案で、連邦憲法裁1997年5月7日決定（NJW 1997, S.2745f.）は同旨を述べる。同決定については、豊田「ドイツ法律扶助の近況」財団法人法律扶助協会50周年記念誌編集委員会編『日本の法律扶助——50年の歴史と課題——』403頁（財団法人法律扶助協会、2002年）。

17) 連邦参議院法案（BT-Drucks.17/1216,S.21,Zu Nummer 4(§115 ZPO-E)）および連邦政府法案（BT-Drucks.17/11472,Zu Nummer 3(§115 ),Zu Doppelbuchstabe bb(Zu Absatz 1 Satz 3 Nummer 2),S.22）とも、所得算定にあたり社会扶助法の資力算定基準に基づき申立当事者の「利用すべき所得」額を従来よりも高額に算定するための改正規定案を提出している。

は法治国家原則の要請によるものであり、最小限の憲法基準を基礎にすべきではないと強調して、連邦政府法案に反対意見を表明した。法務委員会は、所得からの控除額の改正（引下げ）は低所得者層の努力に十分応える措置とはいえず、就労者の割増需要は就業活動に伴う経費の補てんだけでなく、自助救済の意思を効果的に促す機能があると判示した連邦憲法裁判例（BVerfGE 87,S.153 bis 181）も考慮すべきである、と批判する<sup>18)</sup>。結局、従来からの規定がそのまま維持され、後掲の法律の不備と指摘された一部規定の改正にとどまっている。

イ そこで現行法を一瞥すると、当事者は所得および資産を投入しなければならない。所得には、金銭または金銭価値のあるすべての収入が含まれる（民訴115条1項1文・2文）。審査対象は援助の申立当事者本人の所得に限られ、家族のそれは含まない。「金銭または金銭価値のあるすべての所得」が審査の対象となる。この所得から、民訴法115条1項3文中の1号から5号に列挙された費用が控除される<sup>19)</sup>。このうち4号の連邦社会法典（SGB）第2編21条および第12編30条による「割増し需要（Mehrbedarfe）」が新たに控除対象となる費用カタログに追加された（1項3文4号）<sup>20)</sup>。

18) BT-Drucks.17/13538,Zu Nummer 3,Zu Buchstabe a (§ 115 Absatz 1 Satz 1 Satz 3),S.26.

19) 民訴法115条1項1号および2号の控除額は、毎年、連保法律官報で公示されており、当事者の援助申立ておよび裁判所の審査実務を容易にするとともに、各裁判所の資産算定を統一化する狙いもあるものと思われる。2016年1月1日以降に適用された控除額は、2015年12月23日の連邦法律官報で公刊されている（BGBl 2015,S.2357）。それによると、就労所得のある当事者（115条1項1号b）は213ユーロ、当事者および、配偶者または生活パートナー（115条1項2号a）はそれぞれ468ユーロ、法律上の扶養義務に基づくその他の被扶養者（115条1項2号b）のうち、成人は374ユーロ、15歳から18歳までの子は353ユーロ、7歳から14歳までの子は309ユーロ、6歳までの子は272ユーロである。vgl.Bekanntmachung zu §115 ZPO (Prozesskostehilfebekanntmachung 2016 PKHB 2016),BGB 1 ,Nr.53,vom 23.12.2015.

20) BT-Drucks.17/11472,S.30.

ウ この法改正につき連邦政府法案の理由書によると、それは特別な生活状態にある当事者に対する国家の保護のための要件規定である。国家の社会給付は所得であり、連邦社会法典第2編21条2項および第12編30条による割増し需要も同様である。割増し需要は、原則的需要では十分でないため、特別な生活状態にある当事者の必要的生計費を補てんするために給付されるものである。改正前においても、割増し需要を所得とみて、それを「特別な負担」(旧4号)とみて再び控除する下級審判例もあったが、連邦裁はそれに反対し、具体的事案で申立当事者が控除の可能性を主張立証しなければならぬとしていた(2010年5月5日決定 FamRZ 2010,S.1324)。問題の根源は2005年の連邦社会法典の法改正の際の「法律の不備」<sup>21)</sup>にあったとみられるが、今回の法改正によって割増し需要の受給を所得とみなし、再び一括控除するという扱いになる。その際に、控除理由を具体的に説示する必要はない<sup>22)</sup>。連邦社会法典第12編30条によると、社会給付資格のある老齢基準に達した者(1項)、妊娠12週以降の妊婦(2項)、未成年子と同居して、その看護・教育にあたる者(3項)、15歳以上の障害者(4項)、病人・健康障害者(5項)がその対象となる<sup>23)</sup>。提案の4号について法務委員会に異論はなく<sup>24)</sup>、現行法として規定された。

### (3) タベレシシステムの削除

ア 民訴法115条2項が改正され、同条旧付表が削除された。新しい民訴法115条2項はつぎのとおりである。「一か月の分割金(Monatsraten)は、一か月の所得のうち、控除後に残された部分(利用すべき所得)の半分

21) M.Nickel/F.Gotsche,Änderungen der Verfahrenskostenhilfe zum 1.1.2014, FamRB 2013,S.404. 2005年の連邦社会法典の法改正時に生じた問題であるが、その詳細については、vgl.M.Nickel,Änderungen im Berich der Prozesskostenhilfe 2005,MDR 2005,S.729ff.;ders.Prozesskostenhilfe –Stellungnahme des Gesetzgebers zu den aktuellen Änderungen,MDR 2005,S.1151f.

22) BT-Drucks.17/11472,S.30.

23) Vgl.Thomas/Putzo/C.Seiler,37.Aufl.,2016,ZPO, §115,2e.Rn.12a,S.280f.

24) BT-Drucks.17/13583,S.26.

支払額として定めなければならない。その場合の一か月の分割金は、端数のないユーロに切り上げなければならない。分割払いの額が10ユーロに満たないときは、分割金の確定は行わないものとする。利用すべき所得が600ユーロをこえているときは、分割金は、300ユーロに、利用すべき所得で600ユーロをこえる部分を加算した額となる。審級数にかかわらず、最高48か月の分割払いをしなければならない。」

イ 80年の法改正以来のタベレシステムが放棄された。理由書によると、同システムでは一定の金額枠で規定された「利用すべき所得」に応じて所定の分割金を支払うという定めになっているが、当該利用所得の基準額を少しこえるか、それとも下まわるかで支払うべき分割金の額が異なるという不当な結果が生ずる。新規定はそれを避けるために、援助当事者は利用所得の半額を分割金として支払うことになる。しかし、10ユーロ以下の分割金は定めない。取立て費用と納入額との不均衡、また低所得層の最低生存権に配慮するという趣旨である<sup>25)</sup>。

ウ したがって、現行法のもとではつぎようになる。まず、一か月の分割金は、一か月の所得から、1項3文1号ないし5号に定められた費用を控除後、その残余部分（利用所得）の半額と定められる。この分割金は、端数のないユーロで示され、分割金が10ユーロ未満になるとき（つまり、利用所得が20ユーロ未満のとき）、分割金は支払わなくてよい（民訴115条2項2文）。他方、利用所得が600ユーロをこえると、そのこえた額に300ユーロを加算した額が分割金になる（民訴115条2項3文）。たとえば、利用所得が740ユーロであれば、 $300\text{ユーロ} + (740 - 600 = 140\text{ユーロ}) = 440\text{ユーロ}$ の分割払いとなる<sup>26)</sup>。法改正により、利用すべき所得が少ない申立人層は、従来以上に分割払いをしなければならないとの実務家の予測がある<sup>27)</sup>。

25) BT-Drucks.17/11472,S.30.

26) S.Jungbauer,Die Reform der PHK,2014,S.15.

27) Nickel/Gotsche,FamRB 2013,S.405 は、所得が750ユーロまでの申立人の分割払いの額を新旧比較をしているが、いずれの所得層も分割金は33%（600ユーロ）から67%（50～25ユーロ）まで増加する試算となっている。

エ ところで、分割払いは審級数にかかわらず最高48か月（民訴115条2項）であり、従来どおりの規定にとどまっている。しかし、この点は改正論議の一つであり、連邦参議院法案は支払い期間の制限の廃止、また連邦政府法案は72か月への延伸をそれぞれ提案していた<sup>28)</sup>。これに対して法務委員会は、48か月は訴訟追行による経済的負担増を時間的に見通すことができるという当事者利益と、償還による財源確保率のアップを期待する国庫利益を適切に調整したものであり、期間の延伸はかえって事後的な監視義務を長引かせ、司法の人件費も増加すると批判した<sup>29)</sup>。こうした議論を経て、最高48か月の分割払いの規定がそのまま維持された。

### 3 裁判所の審査・付与手続

#### (1) 援助申立て

ア 援助申立てに関する民訴法117条は、申立書式の記載内容の追加（同条3項2文、後述）を除くと、改正はない。規定を概観すると、当事者は、説明のための統一的な書式を用いて（民訴117条3項1文・4項）、受訴裁判所に援助付与の申立てをしなければならない（民訴117条1項1文前段、3項1文）。また当事者は、事務課の調書に口頭で申し立てることもできる（民訴117条1項1文後段）。

イ 当事者は、申立てにおいて、証拠方法を提示して事実関係を陳述しなければならない（民訴117条1項2文）。これは客体的要件の審査資料になる。また当事者は、人的・経済的状況（家庭の状態、職業、資産、所得、

28) 連邦参議院法案(BT-Drucks.17/1216,S.17)は、期間制限は憲法上も社会政策上も必要なく、全廃こそが制度の貸与性を強化できるとする。これに対し連邦政府法案は72か月への延伸案の理由として、分割払い付きの援助は司法の無利息貸与であり、期間の延伸はそれを強化し、当事者の自己責任を強調できる、また従来の48回の月払い後の費用免除は憲法上も社会政策上も要請されていない、さらに現行法より2年間の延伸は見通し得る期間の延長であって、無資力当事者の訴訟追行を不可能にするものではないと述べている。BT-Drucks.17/11472, Zu Nummer 3(Zu Buchstabe cc(Absatz 1 satz 3 Nummer Nummer- neu -),S.30.

29) BT-Drucks.17/13538,Zu Nummer 3,Zu Buchstabe a(§115 Absatz 2),S.26.

負担)について説明し、それに関する資料を添付しなければならない(民訴117条2項1文)。これは主体的要件の審査資料になる。その説明書と添付資料を相手方に閲覧させるにあたり、原則として申立当事者の同意が必要である(民訴117条2項2文)<sup>30)</sup>。また相手方に説明書が送付される前、申立当事者は意見を表明する機会を与えなければならない(民訴117条2項3文)。説明書の送付について、申立当事者は教示を受けなければならない(民訴117条4項)。

## (2) 相手方の意見表明

ア 裁判所の審査・付与手続に関する民訴法118条は、1項1文において、「相手方は、特別な理由から適当でないとみえない限り、訴訟費用援助の付与要件が存するか否かについて、意見表明の機会を与えられなければならない。」との規定が新しく定められた。旧法下の連邦裁は、客体的要件について相手方の審尋は肯定しながら、主体的要件についてはそれを認めていなかった(連邦裁1983年11月15日決定 BGHZ 89S.,65ff.; NJW 1984, S.740<sup>31)</sup>)。主体的要件の判断について、相手方は手続関係者ではなく、法律は相手方の協力を定めていないというのがその理由である<sup>32)</sup>。連邦憲法

30) なお、連邦参議院法案は、データ開示を事前に同意し、それがないときは援助の拒否決定を受諾する旨を申立書に記載するとの規定(117条)の導入を提案していた(BT-Drucks.17/1216, Artikel 1 Änderung der Zivilprozessordnung 6, b), S.5, Zu Nummer 6 (§117 ZPO-E), S.24)。しかし連邦議会はこれに反対している。BT-Drucks.17/1216, Zu Nummer 6 (Änderung des §117), Zu Buchstabe b (Einfügung des §117 Absatz 3 Satz 2), S.39。

31) 上告提起のために双方当事者がそれぞれ援助申立てを行い、原告側当事者が被告側当事者の人的経済的状态についての陳述の記録の閲覧請求をしたのに対し、被告側当事者がそれを拒絶したという事案である。

32) これに対し、客体的要件につき相手方の審尋を肯定する同決定の論旨によれば、民訴法118条の規制は明らかに客体的要件の調査にのみかわる。その実質的理由として、第一に、裁判所は、相手方の審尋がなければ、同要件を判断するのに十分な資料が得られない。第二に、相手方は、国家の援助を受けた無資力者によって、最初から勝訴の見込みのないまたは慎重さを欠いた訴訟を強いられないとい

裁も、主体的要件について相手方の審尋、その記録の閲覧請求権を否定した裁判所の判断は、基本法103条1項に違反しないとしていた（1991年1月14日決定、NJW 1991,S.2078）。学説でも否定説はみられた<sup>33)</sup>。

イ 連邦政府法案は、そうした否定説もあることを考慮して、明文中で審尋権を定める必要があると述べている。援助付与の基礎をできる限り完全かつ正しく解明することは、国庫の利益になる。また相手方の利益は、不当な費用援助のため、本来なら申立当事者は遂行しなかったかもしれない訴訟を強いられない点にある。援助が申し立てられるとき、相手方は所得や資産がないことをよく知っているのである。意見表明の機会が排除される「特別な理由」とは、きちんとした手掛かりがなく、相手方が推測で陳述することが明らかな場合である<sup>34)</sup>。

たとえば家事事件の手続で、裁判外の費用償還が命ぜられない手続、交流会交流権や監護権に関する手続では双方当事者が費用債務者になるのが通常であり、しかも手続補佐人（Verfahrensbeistand）の任命により相当の費用が生ずるのであり、相手方は手続費用援助が不当に付与されない点に正当な利益を有するとして、法改正を評価する見解がみられる<sup>35)</sup>。

### (3) 宣誓に代わる保証要求

民訴法118条2項1文は、さらに裁判所は申立当事者に事実上の申立てを疎明するように要求できるとの定めが続いて、宣誓に代わる保証要求をすることもできる旨新しく規定した。これは旧法下の実務ですでに認められ

↙ う点に、審尋権により法律上保護された利益を有する。したがって、その限度で相手方は法律上、援助手続に利害関係を有し、法的審尋を求める請求権も有するとする。

33) たとえば、審査手続は申立人と国庫の純然たる行政手続であるとして、相手方の審尋を合目的的でないというのは、F.O.Fischer,PKH-Verfahren-Bewilligung der PKH ohne Anhörung des Gegner?,MDR 2004,S.667ff.

34) BT-Drucks.17/11472,Zu Nummer 6 (§ 118),Zu Buchstabe a,Zu Doppelbuchstabe aa(Absatz 1 Satz 1),S.31.

35) Viefhues,FuR 2013,S.491.

ており、それを明文化した規定とされる<sup>36)</sup>。審査手続の迅速な実施が狙いである<sup>37)</sup>。ただし、学説はその抑制的な使用を求めている。その後証人となることを予定している人物の場合、できる限り宣誓に代わる保証は避けるべきであるし、客体的要件については証明責任を負う者のそれは一切認めるべきでない<sup>38)</sup>と指摘する<sup>38)</sup>。

#### (4) 裁判所の情報収集権限の拡大

ア 連邦参議院法案は、裁判所による申立当事者の資力情報の収集権限をさらに拡大する狙いの規定の導入を提案していたが<sup>39)</sup>、連邦議会は、それが制度の濫用防止に役立つかは調査が必要である、同権限は申立当事者の情報に関する自己決定権を制限し、同意拒否が権利追行の放棄につながりかねないなどと指摘していた<sup>40)</sup>。しかし連邦政府法案も同様の方向で、申立当事者の収入額について、税務署、使用者、社会給付の担当者などに拡げて、同時にこれらの者に情報提供を義務づける、また申立当事者が主体的要件の記載を疎明することができない、特定の質問に無回答または回答不十分なときは、裁判所は援助付与を拒否する、申立当事者の記載の調査に必要な限度で証人・鑑定人を尋問し、敗訴者にその費用を負担させる旨の規定の新設を提案していた<sup>41)</sup>。

36) Nickel/Götsche, FamRB 2013, S.46; Thomas/Putzo/Seiler, ZPO, §118, Anm.2a, Rn.7, S.294; M.Hundt, Prozesskosten- und Beratungshilfe, 2008, Rn.155, S.66.

37) Shoreit/Dehn/Groß, PKH, §118 ZPO, V, Rn.16, S.239.

38) 旧法についてその抑制的利用を説くのは、E.Kalthoener/H.Büttner/H.Wrobel-Sach, Prozess- und Verfahrenskostenhilfe, Beratungshilfe, 5.Aufl.2010, Rn.181, S.63.

39) BT-Drucks.17/1216, Zu Nummer 7 (§ 118 ZPO-E), S.24ff.

40) BT-Drucks.17/1216, Zu Nummer 7 (Anderung des § 118 ZPO), Zu Buchstabe b Doppelbuchstabe cc, S.39f.

41) BT-Drucks.17/11472, Zu Nummer 6 (§ 118 ZPO), Zu Buchstabe a, Doppelbuchstabe bb (Absatz 2 Satz ,9), S.7,31f. 連邦参議院は、税務署職員は職務内容から資産額の詳細に通じていないとして、連邦財務サービス監督機関 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht) をあげている。BT-Drucks.17/11472, Zu Artikel 1 Nummer 6 Buchstabe b Doppelbuchstabe bb (§ 118 Absatz 2 Satz 3 Nummer 1



イ しかし法務委員会は連邦政府法案に反対した。すなわち、申立当事者の権利侵害を正当化するだけの利益が認められず、そもそも現行法によっても資力状態の疎明の欠缺や、質問への無回答・回答不十分のときは、援助付与は認められない（民訴118条2項4文）。提案された第三者からの情報収集はかえって手続を遅延させ、申立当事者に不利な結果（時効の完成など）を生ずる。証人・鑑定人の尋問も同様であり、仮に分割払いのない援助当事者が敗訴した場合、尋問費用は国庫の余分な負担となり、また相手方が敗訴した場合、その費用負担義務も尋問の目的とあわない<sup>42)</sup>。結局、これは成案にいたらなかった。

ウ 援助手続の裁判については、民訴法127条1項が規定しており、従来の規定に変更はない。援助手続の裁判は口頭弁論を経ないでなされる（同条1項1文）。第一審裁判所が管轄し、上級審の手続では当該審級の裁判所が管轄する（同条1項2文）。裁判の理由中に主体的要件の記載が含まれるときは、相手方への閲覧は当事者の同意があるときに限られる（同条1項3文）。

#### (5) 司法補助官への権限移譲

ア 司法補助官法が改正された。司法補助官法20条1項は、民事訴訟手続において裁判長が司法補助官に委託できる事務を列挙する。そのうち4号は、訴訟費用援助手続において、裁判長が司法補助官に委託したときは、民訴法118条1項3文後段の和解調書の作成、2項に定める措置（4号a）、民訴法120条3項による支払いの停止・再開の時期の確定（4号b）、民訴法120条a、124条1項2号ないし5号による援助付与の変更および取消し（4号c）を規定する。そして、同条2項は、ラント政府は、法規命令により、

↘ ZPO),S.54. しかし連邦政府は銀行取引データの収集に反対する。BT-Drucks. 17/11472,Zu Nummer 3,S.57.

42) BT-Drucks.17/13538,Zu Nummer 6,Zu Buchstabe b,Zu Doppelbuchstabe bb (§ 118 Absatz 2 Satz 3 und 4),S.26f.

民訴法114条・115条による主体的要件の調査, 118条2項の措置, 118条1項3文による和解の記載, 118条2項4文による裁判を, 裁判長が司法補助官に権限を授与したときは, 司法補助官によって行う旨規定する権限を有する。訴訟費用援助の付与要件が存しないときは, 司法補助官は申立てを却下する裁判を行う, それ以外の場合は, 司法補助官は, 人的経済的状态からみて申立人に訴訟費用援助を付与することができ, かつ, 事案によってはどれぐらいの額の分割金または資産からの拠出金を支払わなければならないかにつき訴訟記録に記載すると定める。さらに3項は, ラント政府は上記2項による権限をラント司法行政に委譲することができる」と規定する。

イ 連邦参議院法案は司法補助官の職務権限に応じた裁判官からの権限移譲の提案をしており<sup>43)</sup>, 連邦政府もこれに賛成していた<sup>44)</sup>。連邦政府法案も連邦参議院法案の基本的考え方に従って, 20条4号の改正案を提出した<sup>45)</sup>。法務委員会は, 司法補助官に資力調査権限を委譲する規定はラントの開放規定(Länderöffnungsklausel)として定めるべきであるとして, 「ラント法の基準により」という文言の挿入を提言している。これによりラントの形成的判断の枠内で, 任務委譲に伴う人件費の高騰に柔軟に対応できるからである<sup>46)</sup>。この提言に従って, 現行規定は連邦政府法案を修正のうえ成案となった。学説においては, 権限移譲によりむしろ援助審査手続の遅延のおそれや負担の転嫁にすぎないとして, その効果を疑う指摘もある<sup>47)</sup>。また家裁の家事事件では裁判官は関係人の資力状態を知っており, 司法補助官への権限委譲が適切かは疑問とする見解もある<sup>48)</sup>。

43) BT-Drucks 17/1216, Zu Artikel 5(Änderung des Rechtspflegergesetzes), S.33ff.

44) BT-Drucks.17/1216, Zu Artikel 5(Änderung des Rechtspflegergesetzes), S.41.

45) BT-Drucks.17/11472, Zu Artikel 3(Änderung des Rechtspflegergesetzes), Zu Nummer 1 (§ 20 Nummer 4), S.45.

46) BT-Drucks.17/13538, Zu Artikel 3(Änderung des Rechtspflegergesetzes), Zu Nummer 1 (§ 20 Nummer 4), S.28.

47) Shoreit/Dehn/Groß, Ber/PKH/VKH, § 20 RPfG IC, IIRn.3, S.128f.

48) Viefhues, FuR 2013, S.495.

行政裁判権（行政裁判所法166条2項）、社会裁判権（社会裁判所法73条a第4項）、財政裁判権（財政裁判所法142条3項）の各手続においては、裁判長から証書官に上記権限を委譲できるとする開放条項が導入されている<sup>49)</sup>。

#### 4 裁判所の管理手続

##### (1) 支払いの仮の停止（民訴120条3項）

ア 裁判所は、援助の付与と同時に、当事者が支払うべき費用を定める（民訴120条1項1文）。援助当事者の支払いはラントの国庫にしなければならないが、連邦裁の手続で初めて援助が付与されたときは、支払いは連邦の国庫となる（民訴120条2項）。そして旧法下の裁判所は、①援助当事者の支払いが、費用を支弁すると予想できるとき、②また当事者、付添い弁護士、連邦またはラントの国庫が、他の手続関与者に対して、費用を主張できるとき、裁判所は支払いの仮の停止を命ずることになっていた（民訴旧120条3項1号・2号）。1号の「費用」が、「発生の予想される費用（die voraussichtlich entstehenden Kosten）」に変更された（民訴120条3項1号）。連邦政府法案の理由書<sup>50)</sup>は連邦参議院法案のそれ<sup>51)</sup>をほぼ踏襲している。それによると、判例・学説は、1号の「費用」とは過去に発生した費用に限られると解し、将来の費用までは考慮しない、そうでないと無資力当事者を資力のある当事者より不利益に扱うことになるからであるとしていた。

イ しかしこのような解釈の不都合として、理由書は、裁判所の監視負

49) これらの規定は、連邦政府法案で提案されていた。DT-Drucks.17/11472,Zu Artikel 12(Änderung der Verwaltungsgerichtsordnung),Zu Artikel 13 (Änderung der Finanzgerichtsordnung),S.48f. その概要については、vgl.H.Schneider, Wesentliche Änderungen im Berich der Prozesskostenhilfe zum 1.1.2014,Rpflieger 2014,S.236.

50) BT-Drucks.17/11472,Zu Nummer 7(§ 120),Zu Buchstabe b(Absatz 3 Nummer 1),S.32f.

51) BT-Drucks.17/1216,Zu Nummer 8 (§ 120 ZPO-E) ,S.26.

担を増やし、司法補助官は、費用支払いの履行期毎に一時停止を命じたり、支払い続行の判断に迫られることになる。その結果、裁判所の事務課と司法補助官は多くの手続でこのような負担過重になっている。また一時停止中に支払われなかった分割金が別の用途に消費され、その後に援助当事者の経済状態が悪化すると、国庫は費用を回収できないリスクを負っており、これは援助法の基本思想と調和しないと指摘する。そこで理由書は、この手続での裁判所の労力や国庫の負担を限定する狙いで、発生の予想される費用をすべて支弁できるときに初めて、裁判所は支払いの一時停止を命ずる旨の規定に改めることにしている。これが現行法として規定された。裁判所は一時停止の裁判時において、すでに発生した費用および発生の予想される費用を予測的に算定することになる<sup>52)</sup>。そうすると、新规定のもとでも分割払い期間の満了時にさらなる費用が発生するかの調査は必要になるのであって、これが司法補助官の負担軽減になるかは疑問とみる学説もある<sup>53)</sup>。

## (2) 付与決定の変更

ア 支払額の確定に関する民訴法旧120条において、主体的要件（人的または経済的な状態）に相当な（wesentlich）変化が生じたとき、裁判所は費用の支払決定を変更することができる（kann）旨規定されていた（4項1文前段）。これに対し、新しく民訴法120条 a（付与の変更）が独立の規定としておかれた。その法文全体はつぎのとおりである（カッコ内は筆者の補充）。

「(1) 裁判所は、訴訟費用援助の基準となる人的または経済的な状態が相当に（wesentlich）変化したとき、当事者の支払いについての裁判を変更しなければならない（soll）。民訴法115条1項3文1号 b（＝就業所得のある申立当事者の控除額）および2号による基準額（＝申立当事者・配

52) Schoreit/Dehn/Groß,PKH,§120IV,Rn.17,S.269.

53) Poller/Teubel(Hrsg.)/Teubel,Kostenhilferecht,§120 ZPO ,III,Rn.18,S.148.

偶者等の控除額、扶養義務に基づく被扶養者への扶養給付)の変更は、申立てに基づいてのみ、かつ、その結果として分割払いをしなくてよくなることに限り、考慮しなければならない。裁判所の要請に基づき、当事者は、いかなるときにも、状態が変化したか否かについて説明しなければならない。裁判の確定またはその他の手続の終了から4年が経過したときは、当事者に不利な内容になる変更は行わないものとする。

(2) 前項4文に掲げた時点以前に当事者の経済的な状態が相当に改善した、または、その住所が変わったときは、当事者はそれを遅滞なく裁判所に届け出なければならない。当事者が継続的な月額所得を受けている場合に、それまで基礎におかれていた純所得との差額が100ユーロをこえることが一回限りでないときに限り、所得に相当な改善があったものとみなす。控除しうる負担が消滅した限度において、前文を準用する。以上のことおよび違反の効果については、当事者は申立ての際に民訴法117条3項において導入された書式において教示を受けなければならない。

(3) 経済的な状態の相当の改善は、特に、当事者が権利追行または権利防御によって何らかのものを取得することによって生ずる。裁判所は、裁判の確定またはその他の手続の終了後に、権利追行または権利防御によって取得したものを考慮して、行うべき支払いについての裁判の変更が必要であるか否かについて調査すべきものとする。当事者が権利追行または権利防御によって取得したものを(最初の訴訟費用援助付与の申立ての時点との関係で一筆者)もっと適切な時期に給付されていた場合には、分割払いのない訴訟費用援助を付与されていたと思われる限りにおいて、裁判の変更は行わないものとする。

(4) 1項3文による人的または経済的な状態の変化について陳述するため、当事者は民訴法117条3項により導入された書式を使用しなければならない。人的および経済的な状態の再審査については、民訴法118条2項(事実申立てについての裁判所の疎明の要求、文書提出の命令、情報収集など一筆者)を準用する。』

イ 連邦参議院法案は、援助当事者が訴訟により取得したのから、裁判所の定めた額を再び訴訟費用として支払うべき旨の規定の新設を提案していた(120条 a 第1項)。しかし連邦政府は、援助当事者の最低生存権または保護資産を無視して費用の支払いを要求するものであり、憲法上疑念があり、援助当事者を保護することにならないとの反対意見を述べている<sup>54)</sup>。これに対し連邦政府法案<sup>55)</sup>はおおむね現行120条 a の規制趣旨となった提案をしていた。

ウ 連邦政府法案の理由書によると、民訴法旧120条4項1文前段につき、裁判所は裁量により、援助当事者に有利にも不利にも付与決定を変更することができることと解され、相当な変化は民訴法旧115条2項付表を基準に判断され、経済状態の変化によって分割払いの額が異なる場合がそれに該当すると解された。これに対して理由書は、付与決定を変更するための民訴法120条 a を独立に定めて、旧120条4項1文は訓示規定(soll)に変更することにより(1項)、典型的な例外ケースを除いて、変更要件があるときは、原則として変更の裁判に裁量の余地をなくすことにする。また裁判所は、特に手掛かりがなくとも、経済状態の変化の有無について援助当事者にいつでも説明を求めることができる旨明確にする(1項3文)。当事者にはすでに援助申立ての書式中でそのことについて指示されており(民訴117条3項2文・120条 a 第2項4文)、手続終了から7年間<sup>56)</sup>は裁判所の再審査を認めるという趣旨である。

54) BT-Drucks.17/1216,Zu Artikel (Änderung der Zivilprozessordnung),Zu den Nummer 1 und 9,Zu Nummer 9(Einfügung des § 120a),S.38,40.

55) 連邦政府法案は、①1項4文は、文中に述べたように裁判の確定等から「7年経過したとき」、当事者に不利な変更はしないとしていた。②また3項は、現行法3文(変更裁判の禁止)を定めていなかった。③さらに4項は、民訴法118条2項と並べて「および4項」という文言を定めていた。しかし、上記①の7年は4年に変更修正、②は3文の追加、④の民訴法118条4項は規定されなかった。

56) 理由書は「7年」と述べているが、これは7年延伸説の連邦政府法案(120条 a 第1項, 124条1項3号)に基づく。前注28参照。ただし、「最高7年」案は法務委員会で反対にあって(BT-Drucks.17/13538,S.8)、現行法には採用されていない。

### (3) 援助当事者の届出義務

ア つぎに2項は、連邦社会法典第一編60条1項2号（社会給付の申請者・受給者の状態変化の届出義務）や倒産法4条b（倒産手続費用の猶予のための債務者の届出義務）にならって、援助当事者に相当な経済状態の変化が生じた場合に、裁判所への届出義務を新たに規定している。理由書<sup>57)</sup>によると、裁判所は、経済状態の悪化は、分割払いの停滞や当事者の届出によって知ることができるが、経済状態の改善は、裁判所が当事者に説明を求めて初めて知るのが通常である。ところが判例は当事者の届出義務を否定しており<sup>58)</sup>、学説は従来の援助法の弱点がここにあると指摘した。2項はこの点の法改正である。ただし理由書は、無資力当事者の経済状態に相当の変更が生ずることは実際には多くはなく、右義務によって裁判所が耐え難い負担を負うこともないと予測している。

さらに理由書<sup>59)</sup>によると、当事者の届出義務は「相当性」という不特定概念と結びつけられている（民訴115条1項1文）が、所得の改善は、1か月100ユーロアップのときと具体的に定めており（同条2項2文）、届出義務はそのときから生ずると解される。規定にいう「所得」とは、当事者に分かりやすい点で「総所得」と解され、純所得ではない。裁判所は利用所得（民訴115条1項）を算定しなおして、付与決定を変更することになる。また100ユーロのアップは、控除対象の「負担」（民訴115条1項5号）の消

---

57) BT-Drucks.17/11472, Zu Nummer 8 (§120a -neu-), S.33f.

58) 理由書は2件の高裁判例（ミュンヘン高裁1991年10月30日決定（FamRZ 1992,S.702）、バンベルク高裁1992年11月16日決定（JurBüro 1993,S.232））を引用する。前者のミュンヘン高裁は、離婚結合手続（離婚事件と効果事件の結合（家庭非訟137条））で分割払いなしの援助を付与された申立人が手続終了後に4年間、人的経済的状態の改善につき遅滞なく裁判所への届出義務を課されたことに対して、抗告を提起した事案である。同高裁は、そうした義務は個別事件で裁判所の要請に基づいてのみ基礎づけられるとして、抗告は理由があるとする。Hundt, Prozesskosten ,Rn.188,S.77 も、旧法につき援助当事者の任意の届出義務を否定し、人的経済的状態を改めて書式に記入・提出する必要はないと解する。

59) BT-Drucks.17/11472, Zu Nummer 8 (§120a -neu-), S.34.

減または軽減でも生ずる（2項3文）。別訴での援助付与による分割払い、控除対象の貸借分割金、転居後に安くなった住居費がその具体例である。時的制限のある届出義務と、その違反に対する付与取消しについて、援助当事者は申立て時に書式中で教示される（同条2項4文）。援助当事者は住所変更の届出義務も負う。

イ 経済状態の改善の例として、当事者が訴訟により何らかの取得をしたことが法定されている（同条3項1文）。理由書によると、これは訴訟結果と援助付与に対するその経済的効果を強調する趣旨である。確定判決または和解によって相当の金員が援助当事者に支払われたとき、それは訴訟費用の納入に充てるべきである。援助当事者は援助付与後に得た所得および資産を、訴訟費用として投入しなければならないとして、連邦裁2007年7月18日決定（FamRZ 2007,S.1720）を引用している。ただし、民訴法115条の控除費用（1項）や保護資産（3項）は保護すべきであり、過去の扶養料が認容された場合に、その投入が期待できるのは、適時に給付されておれば、訴訟費用として使用しなけりなかつたときに限られるとする。

ウ 引用された前掲連邦裁07年決定<sup>60)</sup>は、援助当事者が付与決定の変更（民訴旧120条4項）前に経済的に自由な立場を有するか、それとも新しく取得した資産は優先的に訴訟費用に投入すべきかという法律問題は、判例・学説上争いがあるとしたうえで、同決定は後説に従うとしている。Xが夫婦剰余財産調整手続で取得した資産から自宅を購入したが、右自宅は訴訟の開始時であれば民訴法115条3項および連邦社会法典第12編90条2項8号

60) この事件の事案はつぎのとおりである。その後に離婚判決が確定する夫婦間で、扶養料請求手続が先に係属しており、原告Xは援助付与、また別に係属した夫婦剰余財産調整手続における和解によってXは資産を取得、これに基づき扶養料請求手続の係属している区裁は、Xに対する援助付与決定を変更し、すでに履行期の到来した費用全額の支払いを命じた、これに対しXは、和解により取得した資産を用いて、売買価格9万4,000ユーロの自宅を購入したと主張し、区裁の変更決定に対し即時抗告を提起、高裁は棄却決定、Xは同決定に対して権利抗告を提起するため援助申立てをしたが、連邦裁はXに対する援助を拒否した。



によって控除対象たる相当な宅地として斟酌されないのであるが、それは問題ないとする。控除対象扱いの意味は、無資力当事者を従来の社会生活の中心点にとどめ、すでにある自宅を手續費用の捻出のために処分する事態を阻止することにあり、その他の資産は法律上原則として斟酌するのである。訴訟費用援助は民訴法114条の要件の枠内で無資力当事者に訴訟を可能にするものではあるが、判決や和解で取得した支払金をその当事者に保持させるものではないと述べている。

エ 裁判所は手續の確定後、付与の裁判を変更しなければならないかを調査する義務を負う（同条3項2文）。経済状態の改善は通常は原告側に予想されるが、建物明渡請求訴訟における和解によって補償金を得るような場合には、被告側にも改善は生ずるとする。ところで、改正前の旧124条4項に関して、本案手續終了後の裁判所からの説明要求の送達名宛人は当事者本人か、それとも（従前の）訴訟代理人（民訴172条1項）かが問題になった事案<sup>61)</sup>で、連邦裁2010年12月8日決定（FamRZ 2011,S.463ff.）は、当事者を名宛人にする（多数説）のではなく、民訴法172条1項<sup>62)</sup>により援助の事後審査のための手續も訴訟費用援助手續で代理していた訴訟代理人に送達すべきであるとする説にくみしている。連邦裁は、訴訟費用援助の審査手續は民訴法172条1項の「審級」に属すること、訴訟代理人の包括的な情報収集の必要は本案手續の終了後も存しており、同条の目的にあって訴訟費用援助手續は本案手續後の事後審査手續（旧120条4項・124条）を

61) 高裁は決定の送達から一か月の抗告期間を徒過しているとして、抗告を不適法却下した。期間開始の基準時は決定の当事者への送達時であり、本案手續の訴訟代理人への到達時ではない、とする。この事件の訴訟代理人は援助の審査手續では申立当事者を代理してなく、取消決定の送達は情報提供のためにすぎない。これは、手續の係属中のみ審級で代理した訴訟代理人への送達を定めた民訴法172条1項にあっており、裁判の形式的確定と同時に手續は終了し、援助手續も本案手續の一部ではない。援助申立ての代理権は、取消手續（民訴120条4項）の代理までも推測させるものではない、としている。

62) 民訴法172条1項は、手續の係属中においては、送達は審級のために委任された訴訟代理人に宛ててしなければならないと規定する。

包含するとして、原決定を破棄した<sup>63)</sup>。この判例によると、取消し・変更手続での決定に要する審尋や期日指定などの手続行為も同様に解すべきであり、弁護士は民訴法120条 a 第4項の4年の期間が経過するまでは裁判所にとって唯一信頼できるパートナーであり、弁護士にとっては手続終了から4年間の重い負担が課せられていると指摘する見解がある<sup>64)</sup>。

オ 経済状態の変化の説明も、申立て時に当事者が使用する書式によって行われる。これにより裁判所の調査が容易になる。裁判所は、民訴法118条2項に定められた権限（事実申立ての疎明要求、文書の提出命令、情報収集など）を行使できる。

カ 連邦参議院は連邦政府法案の上記120条 a の導入に賛成したうえで、先の改正提案をそれに続けて規定するように提案した（120条 b<sup>65)</sup>。これに対し、連邦議会は先の反対理由を繰り返し<sup>66)</sup>、法務委員会も連邦政府法

63) ブランデンブルク高裁2012年3月19日決定（FamRZ 2012,S.1321）も連邦裁2010年決定を引用して、手続費用援助の最初の申立てが手続代理人によって行われた場合、旧120条4項の事後手続を委任されている旨判示する。

64) Viefhues,FuR 2013,S.497f.

65) 連邦参議院法案の120条 b（訴訟追行で得たものの利用）はつぎのような内容である。①1項は、「当事者は、訴訟費用援助を付与されて権利追行または権利防御によって何らかのものを得たときは、その得たものから訴訟追行の費用を支払わなければならない」ず、「裁判所は、支払いについての裁判を変更し、かつ、得たものから支払うべき額を確定する。」②ただし、その「得たものから支払いができず、かつ、現金化しても価値以下になる場合に、その価値の低下が訴訟追行の費用と均衡がとれないとき」、また、「現金化の費用がその低下と均衡がとれないとき」は、除かれる（3項）。③仮執行宣言の付された裁判により、あるものを獲得したときも、1項は適用される（3項）。④「当事者が、訴訟費用援助の付与された権利追行」により1項のあるものを取得したときは、当事者はそれを提示して裁判所に遅滞なく報告しなければならない。当事者は、これについて、および違反の効果について、申立て時に教示を受けなければならない。」（4項）BT-Drucks.17/11472,Zu Artikel 1 Nummer 8(§ 120a Absatz 3 und § 120b – neu –ZPO),S.55.

66) 連邦議会は、連邦参議院法案によると訴訟で取得したものへの国庫の干渉が行き過ぎるおそれがあるという問題点を強調している。BT-Drucks.17/11472, Zu Nummer 4(Artikel 1 Nummer 8 - § 120a Absatz 3 und § 120b – neu –ZPO),S.57. 前注5参照。

案の理由書に従っている<sup>67)</sup>。

#### (4) 援助付与の取消し

ア 民訴法旧124条は、4個の取消事由を列挙して、裁判所が援助付与を事後的に取り消すことができる旨規定していた。これに対し現行民訴法124条は、1項で取消事由を5個に増やし、新たに2項を設けて援助付与の一部を取消す旨の規定をおいた。2項は、援助付与後に考慮することのできた事情に基づき、当事者の申し立てた証拠調べが客体的要件を欠く場合の規定である。この規定については、連邦政府法案は連邦参議院法案の提案規定にほぼ追従している。

イ 旧規定は、裁判所の取消しを権限規定（「できる (kann)」）としており、援助当事者の違反の程度、有責性の程度、取消しによる過酷さを考慮して、裁判所の裁量的判断が認められていた。これに対し、現行民訴法124項1項は、所定の取消事由がある場合に、裁判所は「取り消さなければならない」という訓示規定（soll・・・aufheben）に変更した。したがって、1項では取消要件があれば援助付与の取消しが原則であり、ただし、例外的ケースでのみそれと異なった裁判を認める趣旨であるとする。

法定の取消事由は4個から5個に拡大された。①1号は旧法と同様で、虚偽陳述により付与要件を偽ったときである。②2号は、民訴法120条および同法120条 a の改正に伴うものであり、当事者が故意または重大な過失により主体的要件につき虚偽の申立てをした、または民訴法120条 a 第1項3文による経済状態の事後的変化の陳述を、まったく行っていないまたは不十分にしか行っていないとき、と変更された。貸金返還請求訴訟で分割払いなしの援助を付与された被告が和解による訴訟の終了後、原告からの援助付与取消しの申立てに基づき地裁（司法補助官）が援助付与を取り消した事案で、連邦裁は、2号は申立人の虚偽申立てにより客観的に不当

---

67) BT-Drucks.17/13538,Zu Nummer 8(§ 120a),S.27.

な援助付与がなされたことを前提にしているのではなく、それが虚偽申立てに基づいていること自体を問題にしている旨説示している（2012年10月10日決定 FamRZ 2013,S.124ff.）<sup>68)</sup>。これは、規定の制裁的性格を認める少数説にくみしたものとみられる<sup>69)</sup>。③3号は旧規定と同様に、主体的要件がなかったことによる取消しであるが、本案判決の確定またはその他の手続終了から4年の経過という時的制限によって取消しは行われなくなる。④4号は新しい取消事由であり、「当事者が民法120条 a 第2項1文ないし3文（経済状態の相当の変化または住所変更、100ユーロをこえる月給の変化、控除対象となる負担の消滅）に反して、裁判所にその所得および資産の状態の相当な変化を、故意または重大な過失によって、不当に届け出た、または遅滞なく届け出なかった」ときが、それである。本号も、すでに申立て時に届出義務およびその違反に対する法律効果を指摘されている当事者に対する制裁的性格が指摘される<sup>70)</sup>。この要件がないときも、民法120条 a 第1項による付与裁判の遡及的変更の可能性は存する。⑤5号は旧4号をスライドさせた事由であり、当事者が分割払いまたはその他の金員の支払いを3か月以上遅滞しているときである。

ウ 2項は、「裁判所は、当事者によって申し立てられた証拠調べが、訴訟費用援助の付与時にまだ斟酌することができなかつた事情に基づくとき、十分な成功の見込みをもたない、または、証拠申立ては慎重さを欠くものであるとみえる限りにおいて、訴訟費用援助の付与を取り消すことができる。」と規定する。連邦政府法案の理由書は、2項の新設につき、特定の証

68) 原告の申立ては、被告は車（アウディー）を運転し毎月800ユーロ支払っているという理由によるものであった。裁判所からの要請に基づき被告が説明したところでは、車は有限責任会社の所有物で、被告は同社の持分権を有し、車は第三者の立替払いによって所有したが、その後持分権等を他の社員に譲渡したとの回答であった。

69) Vgl.I.Kroppenberg,Anm.zu BGH,Beschl.v.10.10.2012,NJW 2013,12,S.71f.

70) BT-Drucks.17/11472,Zu Nummer 9(§ 124),Zu Doppelbuchstabe dd (Absatz 1 Nummer 4),S.35.

拠申立てに対する援助付与について一部取消しを可能にする趣旨であるとしている。旧規定のもとでは、いったん援助が付与されると、裁判費用の予納義務の免除（民訴122条1項1 a号）を客体的要件の基準によって改めて判断する可能性はなかったと解されていた<sup>71)</sup>。しかし、訴訟費用を自己負担する当事者は、訴訟の開始時だけでなく、訴訟中も勝訴の見通しを検討するのであり、民訴法114条2項の慎重性要件の基準からみても、特定の証拠申立てが断念されるケースで援助当事者の証拠申立てを納税者の費用負担でもって実現させる理由はない。2項は、慎重さを欠く証拠申立ての一部取消しだけでなく、申し立てた証拠調べが十分な成功の見込みを有しないときにも適用される。理由は、証拠調べが大きな蓋然性をもって申立人に不利益な結果になることにつき、具体的に跡付けうる手掛かりがあるとき、勝訴の見込みを判断するにあたり、裁判所が証拠調べを先き取ったことに違法はないとした憲法裁判例（前掲・連邦憲法裁1997年5月7日決定 NJW 1997,S.2745,2746）は、ここでも適用できるとしている<sup>72)</sup>。一部取消しの裁判は、1項による全部取消しと同様に、民訴法127条2項2文による即時抗告によって不服を申し立てることができる。

---

71) ただし、理由はこれと異なる考え方にたった判例として、ハム高裁1991年11月19日決定（FamRZ 1992,S.455）を引用する。父子関係否認訴訟で援助を付与された原告からの控訴事件で、第一審で収集された血清学鑑定により原告の父子関係が99.93%の確実性をもって確認されて請求棄却、同原告が控訴のためにさらにDNA鑑定の実施の証拠収集の申立てをしたのに対し、ハム高裁は、122条1項は申立人に明らかに有利な結果にならない証拠調べについて、その予納義務を免除できないという趣旨に解釈することはさしつかえないと判示している。

72) 連邦憲法裁は、この事件において、第一審・地裁の実施した証拠調べ（鑑定および証人尋問）、および控訴審・高裁の評価、特に鑑定人の書面を閲読しての連邦裁の予測判断は、適法な証拠調べの先取りの限界線を違法にこえたものではないと説示している。

## 5 弁護士の付添い

### (1) 家庭裁判所の弁護士付添い

ア 援助付与の効果として、当事者の自由な選択による弁護士の付添いが規定されている（民訴121条）。しかし連邦参議院法案は、付添い弁護士へのラント・連邦の国庫からの報酬支払いの上昇を示すデータに基づき法改正の必要を説いていた<sup>73)</sup>。連邦政府法案もこれと同様の考え方を示した<sup>74)</sup>。これに基づき連邦政府法案は、援助付与事件数の多い家庭裁判所と労働裁判所の各手続における弁護士付添いに関する改正案を提出した。これを見ることにする。

イ 家庭非訟事件手続法113条1項は、婚姻事件および家庭争訟事件には同法「76条から96条」等を適用せず、民訴法の総則規定および地裁手続に関する民訴規定を適用する旨規定している。このうち同法「76条から78条」までの3か条が手続費用援助に関する規定であるが、連邦政府法案は「76条」を「80条」に変更するという改正提案をした<sup>75)</sup>。理由書によると、家庭非訟事件手続法76条ないし78条の手続費用援助に関する規定の適用範囲を婚姻事件および家庭争訟事件にも及ぼそうというのが改正趣旨である。手続費用援助の枠内での弁護士の付添いは、今後はすべての家庭事件で家庭非訟手続法78条（弁護士の付添い）によって統一的に行われ、家庭非訟手続法113条1項が定めるように、婚姻事件および家庭争訟事件に対して民訴法121条によっては行わない。弁護士強制手続にとって、これは実質的な改正ではない。家庭非訟手続法78条1項は弁護士強制手続での弁護士付添いを定めており、民訴法121条1項に一致しているからである。同じく弁

73) BT-Drucks.17/1216,A.Allgemeiner Teil,,I.Ausgangslage ,2.Prozesskostenhilfe,b) Tatsächliche Grundlagen,S.12f.

74) BT-Drucks.17/11472,A.Allgemeiner S.18ff.

75) BT-Drucks.17/11472 , Artikel 9 Änderung des Gesetzes über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit,2,S.12.

護士強制に服する婚姻事件および効果事件，独立の家庭争訟事件（家庭非訟手続法114条1項）も，弁護士付添いの要件は変わらない。これに対し，違いが生ずるのは合意による離婚手続である。相手方が離婚申立てに同意している場合（民法1566条・家庭非訟134条1項），家庭非訟手続法114条4項3号により弁護士代理の必要はない。したがって，付与された手続費用援助の枠内での弁護士の付添いは家庭非訟手続法78条2項により行うことになる。民訴法121条2項との違いは，相手方が弁護士により代理されているという理由だけで，弁護士の付添いを規定していない点である。したがって従来と異なり，申立人が弁護士により代理されているという事情だけで，相手方にも弁護士を付き添わせることにはならない。家庭非訟手続法78条2項の要件が満たされることが，弁護士付添いの前提であり，「事件および法律状態が難しい」ために弁護士の付添いが必要とみえる場合でなければならない。したがって簡単な離婚手続では，今後は相手方に弁護士が付き添う必要はない。また家庭争訟事件の仮の命令手続の弁護士付添いでも，違いが生ずるとする<sup>76)</sup>。後掲統計にもあるように，双方の援助当事者が弁護士の付添いを受けている離婚事件は多く，連邦政府法案はこれを解消する狙いである。

ウ しかし法務委員会はこれに反対した。訴訟費用援助・手続費用援助の付与，および家裁手続における弁護士の付添いは関係人にとって大きな人的意義を有しており，特に慎重な配慮と度量の大きな扱いが必要であることを強調する。さらに改正案にもかかわらず，各当事者は年金調整や扶養の申立てを追加するやり方で，弁護士付添いを得る迂回路をもっており，その結果，再び複雑化やコストの上昇のおそれは避けられない。合意離婚の場合に資力のある相手方が弁護士の助力を利用することが少ないという事情は，無資力当事者とは違って，彼らは裁判手続前に弁護士の助言を求

76) BT-Drucks.17/11472, Zu Artikel 9(Änderung des Gesetzes über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit),Zu Nummer 2(§ 113),S.47.

める可能性を有しているという状況によるからであるとする<sup>77)</sup>。弁護士職あげての反対論が同法案を阻止したと指摘されている<sup>78)</sup>。なお、こうした改正論議の間に判例は、家庭非訟手続法78条を拡張的に解釈して、民訴法121条による付添いと実質的な違いが生じないようにしているといわれる<sup>79)</sup>。

## (2) 労働裁判所の弁護士付添い

ア これに対し、労働裁判所法11条 a は、従来の1項から2項 a が削除され<sup>80)</sup>、従来の3項および4項を現行1項および2項に繰り上げる法改正

77) BT-Drucks.17/13538,Zu Artikel 9,zu Nummer2-alt -(§113 Absatz 1 Satz 1),S.28.

78) Poller/Teubel[Hrsg.]/D.Härtel,Kostenhilferecht,§78 famFG,S.264,Fn.3;Rakete-Domber,NJW 2007,S.3162.)

79) 連邦裁2010年6月23日決定 (FamGZ 2010,S.1427ff.) は、離婚した元夫婦間の2人の子供との父の面会交流権に関する争訟で和解が成立、その後夫が交流時間の変更を求めて和解の変更を申し立てた事件で、区裁は夫に対し分割払いなしの手続費用援助を付与したが、弁護士付添いの申立てを却下、高裁も抗告を棄却、これに対し元夫が権利抗告を申し立てたという事案で、つぎのように説示している。家庭非訟手続法78条2項により、事件および法律状態の難しさゆえに弁護士による代理がいかなる要件で必要かは、判例・学説で争いがある。一部では、立法理由を根拠に、付添いを事件および法律状態の難易、つまり客観的基準で判断する説と、従前の父子関係事件(現在の血縁関係事件)での当部の援助法に関する判例に従って、その難易度を客観的基準だけでなく、主観的な事情によって判断する、口頭または書面で陳述する関係人の能力も考慮する多数説があり、連邦裁は後説に従うとして、本件の事件および法律状態は客観的にみて簡単ではない、援助付与の枠内での弁護士の付添いの必要性に決定的なことは父の主体的事情である、区裁は父の重い病気および母の面会交流の許否をもたらした両親の状態を考えると、区裁は父に弁護士を付き添わせるべきであったとする。同旨の判例、デュッセルドルフ高裁2009年12月10日決定 (FamRZ 2010,S.580ff.)、ツェレエ高裁2010年1月13日決定 (FamRZ 2010,S.1267f.)。Poller/Teubel(Hrsg.)/J.Teubel, Kostenhilferecht,§121 ZPO II,Rn.11ff.,S.157.

80) これらの規定によると、生計費を侵害せずに訴訟費用が支払えない当事者に対し、相手方が弁護士により代理されているとき、裁判長は、当事者の申立てにより弁護士を付き添わせる、当事者は申立権を教示される(旧1項)、ただし、特別な理由からその必要がない、または権利追行が明らかに慎重さを欠くときは、それは行わない(旧2項)、以上の規定は、欧州連合内の国境をこえる援助手続にも適用される(旧2項 a)旨定められていた。



が行われている<sup>81)</sup>。連邦参議院法案は現行法の原案を提案していたが<sup>82)</sup>、連邦議会は別の規定（労働裁判法46条2項、13条 a）で対処できるとして、11条 a を全部削除する見解を示していた<sup>83)</sup>。しかし、連邦政府案は連邦参議院法案の提案にとどまった。その理由として、弁護士付添いの目的である労働裁判所手続での武器対等は、民訴法121条2項<sup>84)</sup>によって同様に保障される。また客体的要件は労働裁判権でも受容され、十分な勝訴見込み要件の憲法上の要請に応じて無資力者・資力者を均等化する解釈は、労働裁判所の手続でも守られる。さらに裁判所は法に無知な当事者に対して指摘義務（民訴139条）を負っており、これに加えて、労働裁判所の手続上、裁判長はあらかじめ和解手続（労働裁判法54条1項2文）において争訟関係全体を当事者と討論しなければならないと指摘している。法務委員会でもそれ以上の議論はなく、連邦政府法案が現行法として成立した。

## 6 不服申立て

### (1) 即時抗告

ア 民訴法127条は、援助手続の裁判（1項）、援助付与に対する即時抗告による不服申立て（2項）、国庫による即時抗告（3項）、抗告手続の費用償還（4項）を規定する。同条の改正は、民訴法127条2項3文および同条3項3文は1か月という提起期間を定めながら、即時抗告の提起期間を

81) これらの規定によると、訴訟費用援助および欧州連合内の国境をこえる訴訟費用援助についての民事訴訟法の規定は、労働事件の裁判所の面前の手続に準用される（1項）。また連邦労働・社会大臣は、手続の簡素化および簡易化のために、連邦参議院の同意を得て法規命令により、当事者がその人的経済的狀態を陳述するための書式を導入する権限を有する（2項）、と定められている。

82) BT-Drucks.17/1216, Zu Artikel 2 Änderung des Arbeitsgerichtsgesetzes, S.7, Zu Artikel 2 (§ 11a ArbGG-E9,32f.

83) BT-Drucks.17/1216, Zu Artikel 2 (Änderung des Arbeitsgerichtsgesetzes), S.40.

84) この規定によると、弁護士代理が法定されていない場合に、弁護士による代理が必要とみえるとき、または相手方が弁護士によって代理されているとき、当事者はその申立てにより、自ら選択し代理につき承諾を得た弁護士の付添いを受けることができる。

2週間と定める「民訴法569条1項1文」を引用するのは「論理的に間違い」と指摘して、その削除を提案した連邦政府法案<sup>85)</sup>に従った文言修正にとどまっている。

イ 現行法によると、即時抗告による不服申立てができるのは、申立当事者（2項）と国庫（3項）に限られる。2項によると、申立当事者は、自己に不利な裁判所の決定に対し即時抗告ができる（民訴127条2項）。ただし、付与要件によって区別され、客体的要件の不存在を理由とする拒否決定に対する即時抗告は、本案の訴額が600ユーロ（民訴511条2項1号）をこえときに限られる（民訴127条2項2文後段）。他方、裁判所が主体的要件を否定した拒否決定に対しては、訴額制限はなく、つねに即時抗告ができる（民訴127条2項2文後段）。即時抗告の期間は、決定の通知から一か月である（民訴127条2項3文）。弁護士の付添いの拒否決定に対して、弁護士自身は即時抗告できないものと解されている<sup>86)</sup>。なお、民訴法232条により、弁護士氏強制のない手続では、すべての援助裁判に対しては不服申し立ての教示が含まれなければならない<sup>87)</sup>。

## (2) 国庫の抗告権限

ア 国庫の即時抗告は、支払いの定めのない付与決定に対してのみ、当事者の人的・経済的状态からして、支払いをすべきであるという理由に基づきすることができる（民訴127条3項1文・2文）と規定されている。したがって、国庫の即時抗告の権限は、支払いの定めのない援助付与決定のみを対象に、主体的要件を理由とする場合に限られる。この点は立法過程で問題になったところであり、連邦参議院法案および連邦政府法案のいずれも、国庫の即時抗告の権限を拡大する規定を提案していた。連邦政府法

85) BT-Drucks.17/11472,Zu Nummer 10(S§ 127),Zu Buchstabe a(Absatz 2 Satz 3),S.35.

86) Jungbauer,Reform,S.27,Rn.85.

87) Schneider,Rpflieger 2014,S.235.

案の理由書<sup>88)</sup>は、ほぼ連邦参議院法案<sup>89)</sup>を踏襲して、規定のそのような制限は正当ではないと指摘する。国庫の抗告権限は、緩やか過ぎる援助付与に対抗することを目的とし、そのためにはできる限り包括的な構造にして、当事者の経済状態を徹底的に調査し、本当に無資力な当事者のために予算を投入できるようにしなければならない。したがって地区検査官(Bezirksrevisoren)は、人的経済的状态の調査に際して誤りを包括的に批難できなければならない。

国庫の抗告権の制限の理由として、第一に、抗告の対象制限については地区検査官の負担軽減がいわれる。しかし、その権利行使や行使範囲の判断は国庫に委ねられており、今後は分割払いの付与決定に対しても国庫は抗告ができるのでなければならない。第二に、主体的要件の不存在を理由とする援助拒否を主張できないという制限については、当事者への信頼保護により、一度付与した援助を事後的に取り消すことは禁じられるとされる(BGHZ 119,S.375f.)。しかし、国庫の抗告権は3か月の期間制限に服する以上、当事者の信頼利益は小さい。特に定められた分割金の変更に向けた抗告手続では、分割金の返済、その取立てが問題になる。国庫は援助を付与すべきでなかったとみる場合、当事者の人的経済的状态からして、司法予算から訴訟費用を立て替えることは正当化できないと主張できなければならない。かくして、今後は抗告裁判所による援助付与決定の取消しもできなければならない。その取消しは将来に向けてのみ効力を生ずる。

イ これに対し法務委員会は、専門家公聴会における連邦参議院法案への批判説に基づいて、国庫の抗告権を拡大しないとする見解にたった。提案の法改正により、地区検査官や第一審裁判所の負担はより過重になる。また第一審裁判官は、決定の理由づけの負担が増大する。さらに抗告の提起は必然的に本案手続の遅延を生じさせる。本案と援助の各記録が上訴裁

88) BT-Drucks.17/11472, Zu Nummer 10(S§ 127),Zu Buchstabe b(Absatz 3 Satz 1 und 2),S.35f.

89) BT-Drucks.17/1216,Zu Nummer 12(§ 127 Absatz 3 ZPO-E),S.31f.

判所に送付され、3か月間の不安定が生ずる。弁護士が付添いを受ける当事者はその期間を待機し、まずは費用の発生しない活動をせざるをえない。父子関係事件のように迅速性が要請される手続では、それは批判の対象になる<sup>90)</sup>。かくして改正案は成案にいたらなかった。

## 7 まとめを代えて

### (1) 法改正後の援助裁判

ア 13年の訴訟費用援助法の主たる改正点について、専ら立法資料（連邦参議院法案および連邦政府法案）をベースにして考察した。法改正に対する学説の評価や議論を十分に検討できてなく、また同時に改正された助言援助法の検討も別の機会に譲らざるをない。

連邦政府法案は、2010年当時の各裁判権における援助事件の統計数値<sup>91)</sup>から、第一に、この制度は家裁で多く利用されている、第二に、援助付与事件中、分割払いが命じられた事件は多くない、第三に、援助拒否件数からは、家裁の援助付与が緩やかであるのに対し、行政・社会・財政の各裁判所は援助付与に比較的厳しい姿勢である、以上の傾向が明らかになると述べている。法改正からすでに4年半が経過しており、その後の制度の動向が注目される場所である。しかし、本稿執筆にあたり筆者の段取りが悪く、理由書が引用する2010年の司法統計をいまだ確認できていない。また参照できた訴訟費用援助・手続費用援助事件の統計は、民事通常（家庭裁判所を含む）・行政裁判権の各2014年、および労働・財政・社会裁判権の各2015年のそれぞれ司法統計のみである。ただし、各裁判権とも13年の法改正後の最初の司法統計値であり、まことに不十分ながら、これを概観して改正後の傾向を探ることにした。そこで14年・15年版の各裁判権（裁判所）毎に、第一審および控訴審（抗告審）の援助付与、分割払い付きの援

90) BT-Drucks.17/13538,Zu Nummer 10 ,Zu Buchstabe b (§ 127 Absatz 3),S.27.

91) Statistisches Bundesamt,Rechtspflegestatistiken BT-Drucksache 17/11472,S.17ff  
ただし、連邦裁判所の統計数値はなく、また行政裁判所は第一審のみの数値である。

助付与、援助拒否の各裁判件数をそれぞれ合算したものを、10年統計（連邦政府法案の理由書）と比較してみたのが表 I である。もともと、各裁判権の事件動向も一様ではなく<sup>92)</sup>、また筆者の計算方法が10年統計に匹敵し

92) 近年のドイツ民事訴訟においては長期の訴訟事件数の低減傾向を確認できるが（これについては、豊田・山田「資料 2015年度後期・公開講座「市民と弁護士 (3)——ドイツ弁護士職の動向を眺めつつ、若干のまとめ (2015年12月5日)——」修道39巻1号150頁以下(豊田)」、各裁判権(裁判所)の第一審および控訴審(抗告審)のそれぞれ新受件数の動向を概観すると、裁判権によってその傾向は異なる。まず通常裁判権・民事訴訟事件では、第一審・区裁は143万1,404件(2001年)→121万3,093件(2010年)→110万7,028件(2014年)、第一審・地裁は40万2,682件(2001年)→37万2,150件(2010年)→33万2,044件(2014年)であり、相当顕著な減少傾向がみられる。控訴審・高裁は6万3,781件(2001年)→5万3,042件(2010年)→4万9,444件(2014年)と、緩やかな減少が続いている。労働裁判権も同様の傾向であり、第一審・労働裁判所は59万8,732件(2001年)→40万9,649件(2010年)→36万9,684件(2015年)、また控訴審・ラント労働裁判所は2万1,916件(2001年)→1万9,132件(2010年)→1万5,458件(2015年)と減少している。さらに財政裁判所も、6万5,549件(2001年)→4万2,776件(2010年)→3万5,016件(2015年)と減少している。

これに対して家庭裁判所および社会裁判権の新受件数はいずれも、ここ15年間でみると、2010年あたりをピークにした山なりの放物線を描き、下降傾向にある最近も事件数は従前よりも多い点で共通している。まず第一審・家裁は、52万4,845件(2000年)→69万6,878件(2010年)→62万8,886件(2014年)と推移している。件数は2010年から低減しているが、60万件台ある。抗告審・高裁は2万6,373件(2001年)→2万6,878件(2010年)→3万0,312件(2014年)と増加している。また社会裁判権でも、第一審・社会裁判所は22万3,912件(2001年)→42万2,214件(2010年)→36万1,816件(2015年)であり、低減傾向にあるが、なお36万件ある。控訴審・ラント社会裁判所は161件(2010年)→184件(2015年)と微増している。

他方で、行政裁判権は、第一審・行政裁判所では、18万1,485件(2000年)→12万3,864件(2010年)→14万2,947件(2014年)と推移している。03年の20万件をピークに10年まで減少したが、最近再び漸増している。控訴審・上級行政裁判所は1,432件(2001年)→826件(2010年)→928件(2014年)と減少している。以上については、vgl.Statistisches Bundesamt,Justiz&Rechtspflege,Zivilgerichte-Fachserie 10 Reihe 2.1-2014,S.12 u.42;Familiengerichte –Fachserie 10 Reihe 2.2-2014,S.12,66;Verwaltungsgerichte –Fachserie 10 Reihe 2.4-2014,S.13,55;Finanzgerichte Fachserie 10 Reihe 2.5-2015,S.12;Sozialgerichte Fachserie 2.7- 2015,S.14,44;Arbeitsgerichte –Fachserie 10 Reihe 2.8-2015,S15,58.

うるのかも不明であり、14年の件数は、残念ながら、暫定的な算定数値とでもいう程度のものである。ご海容をお願いする。なお、行政裁判権および社会裁判権の統計数値は、第一審判決手続と仮の権利保護手続の援助裁判件数をそれぞれ合計したものである。

イ 上記のような数値ゆえに推測しか語れないが、2014年の援助付与裁判は、各裁判権（裁判所）のそれを合算すると約59万件であり、10年当時より約11.3万件減少している。各裁判権（裁判所）の援助付与裁判も全体的に減少傾向にあり、新受件数が増加している家裁や社会裁判所でも同様の傾向が認められる。これは、制度全体の引締め動きと解する余地があるだろうか。つぎに各裁判権（裁判所）の付与件数（上級審を含む）を比較すると、家庭裁判所69%，民事通常裁判権13%，社会裁判権10%，労働裁判権7%，行政裁判権1%，財政裁判権0%の順となり、家庭裁判所の家事事件に対する援助付与が依然として多い点に変わりはない<sup>93)</sup>。当事者（関係人）側からみると、裁判離婚や了解離婚の法制（民法1564条以下）、婚姻事件（離婚手続<sup>94)</sup>）および婚姻効果事件（年金調整事件、扶養事件など。家庭非訟法137条2項）の弁護士強制（家庭非訟手続法114条1項）、その費用法制（家庭非訟手続法150条1項）などが制度の利用需要を高くする要因になろうか<sup>95)</sup>。民事通常裁判権の援助付与件数も減少して、約8万件弱となっている。通常裁判権の新受件数が第一審・区裁および地裁のいずれも10年当時より減少しており（前掲注参照）、その影響もあるだろう。第一審

93) 受救権当時から家庭事件の割合が高かったが（小島編・前掲書192頁以下（豊田））が、訴訟費用援助法に改正後もそれは変わらない。家庭非訟事件手続法制定（2009年）以前のバイエルン州の司法統計に基づき、当時の離婚訴訟において援助付与事件がなぜ多いかを分析したことがある。豊田「ドイツ離婚訴訟における訴訟費用援助事件の動向」新報104巻8・9号335頁以下。

94) 最近の離婚手続事件の動向をみると、23万2,474件（2000年）から漸増して25万1,107件（04年）がピークとなり、それ以降は減少に転じ、23.6万件（05年）→21.7万件（10年）→19万件（14年）となっている。vgl. Statistisches Bundesamt, Familiengerichte, S.12f.

95) 豊田・動向360頁以下参照。

の付与裁判に限ると、区裁は76%，地裁は24%である。そうすると、家裁の前掲付与裁判を含めて、区裁における援助付与が相当多くを占めている状況が明らかになる。さらに社会裁判権は約5.6万件、労働裁判権は約4万件の付与裁判である。これに対し、行政裁判権や財政裁判権の手続での援助付与は限られている。

ウ 分割払いありの援助付与をみると、すべての裁判権（裁判所）を通じての総数は5万3,353件で、10年当時より約1.3万件減少している。家裁でも約8千件の減少である。裁判権毎に援助付与中の分割払い付与の割合を10年当時と比較すると、労働裁判権の12%から7%（14年）への低下が一番大きい。ついで行政裁判権の1.6%、民事通常裁判権の0.8%とそれぞれ低下が認められるが、その他の裁判権では割合にそれほど違いはない。ここからは、分割払いが命じられた援助付与の裁判は、労働裁判権における減少を除くと、顕著な変化はないのではないかと推測される。この点でタベレシステムの廃止の成否が注目される場所である。

エ 援助拒否裁判をみると、すべての裁判権（裁判所）の合計値は約10.3万件で、10年のそれより約6.8千件減っている。援助裁判（付与裁判と拒否裁判の合計値）中の拒否裁判の割合を比較すると、家庭裁判所は7%（10年）から9%（14年）、行政裁判権は64%（10年）から67%（14年）にそれぞれ上昇し、裁判所の援助付与が若干厳しくなったということができようか。これに対し、その他の裁判権の拒否率は幾分の低下であり、民事通常裁判権が28%→27%（14年）、労働裁判権が8%→7%（14年）、社会裁判権32%→24%（14年）、財政裁判所64%→62%（14年）となっている。そうすると、社会裁判権の拒否率の8%の低下が目立つほか、他の裁判権の付与実務はそれほど変わっていないとみることができよう。

援助の付与要件を相当厳格にしようとした連邦参議院改正法案に比べて、現行民訴法115条の資力算定に関する法改正は小幅なものにとどまっている。緊縮財政からの法改正改革論議の影響、そして成案なった13年改正法による実務、タベレシステムの廃止などが援助裁判の現在の実務にどの程度、

表Ⅰ 各裁判権の援助裁判の状況（件）

裁判 年	付与		分割払いありの付与		拒否	
	2010年	2014年	2010年	2014年	2010年	2014年
通常裁判権	94,751	79,144	8,295	6,264	37,214	28,468
家庭裁判所	475,339	405,207	49,129	41,007	34,560	36,726
労働裁判権	65,391	41,045	7,751	4,936	5,369	2,920
行政裁判権	6,477	8,017	232	165	11,674	16,420
社会裁判権	60,743	56,029	1,160	932	19,370	17,300
財政裁判権	1,102	918	57	49	1,981	1,502

どのような形で影響を及ぼしているか、この段階ではまだ検討できない。

## (2) 各裁判権（裁判所）の傾向

ア 2014・15年の裁判権（裁判所）毎に訴訟費用援助・手続費用援助の統計をもう少し子細に観察したものが、表Ⅱおよび各裁判権の表Ⅲである。

表Ⅱによると、すべての裁判権（裁判所）の援助裁判総数は71万1,091件である。その内訳は、家庭裁判所が64%、民事通常裁判権が15%、社会裁判権が11%、労働裁判権が6%、行政裁判権が3%で、財政裁判権はごくわずかである（0%）。家庭裁判所が一番多いが、特に第一審の援助裁判が96%で圧倒的に多く、抗告審は少ない。これは他の裁判権でも同様であり、通常裁判権の第一審は96%、社会裁判権の第一審は95%、労働裁判権の第一審は97%である。ここからは、この制度はとりわけ第一審で当事者（関係人を含む）から積極的にその利用が申し立てられている状況にあるといえよう。

イ そこで通常裁判権の内訳をみると（表Ⅱ）、第一審・区裁の援助裁判は約77万件、そのうち援助付与は76%、援助拒否は24%、援助付与裁判中に占める分割払い付きの援助付与は7%である。第一審・地裁でもほぼ近似の数値がみられる（援助付与69%、拒否31%、分割払い付き援助11%）。ここからは、ラント国庫の期待する分割払い付きの援助付与はそれほど多



豊田：ドイツ訴訟費用援助法の改正

表Ⅱ 裁判権全体（件）

通常裁判権	援助裁判	付与裁判	分割払いあり	分割払いなし	拒否裁判
第一審・区裁	76,925	58,253	3,940	54,313	18,672
第一審・地裁	26,741	18,530	2,058	16,472	8,211
控訴審・地裁	530	293	24	269	237
控訴審・高裁	3,416	2,068	242	1,826	1,348

家庭裁判所	援助裁判	付与裁判	分割払いあり	分割払いなし	拒否裁判
第一審・家裁	438,302	405,207	39,608	365,599	33,095
抗告審・高裁	16,383	11,765	1,399	10,276	4,618

労働裁判権	援助裁判	付与裁判	分割払いあり	分割払いなし	拒否裁判
第一審・労働裁判所	43,214	40,403	4,906	35,497	2,811
控訴審・ラント労働裁判所	1,356	1,095	138	957	261

行政裁判権	援助裁判	付与裁判	分割払いあり	分割払いなし	拒否裁判
第一審・行政裁判所	16,878	6,800	150	6,650	10,078
仮の権利保護手続・行政裁判所	7,559	1,217	15	645	6,342

社会裁判権	援助裁判	付与裁判	分割払いあり	分割払いなし	拒否裁判
第一審・社会裁	73,326	56,029	915	55,114	17,300
控訴審・ラント社会裁判所	4,041	2,414	58	2,336	1,627

財政裁判権	援助裁判	付与裁判	分割払いあり	分割払いなし	拒否裁判
第一審・財政裁判所	2,420	918	49	869	1,502

くない状況にあるといえようか。控訴審の援助付与裁判は相当減少して地裁55%，高裁61%であり，分割払い付きの援助付与裁判は少ない。

つぎに援助付与裁判を当事者別にみると（表Ⅲ），第一審・区裁では被告が半数，第一審・地裁では原告が半数をそれぞれ占める。また当事者双方への援助付与の訴訟事件は，一定の割合ある。拒否裁判では，第一審・区裁は被告が53%，原告が45%であるが，第一審・地裁になると原告側により厳しくなって66%である。

ウ 家庭裁判所の内訳をみると（表Ⅱ・Ⅲ-2），第一審・家裁の援助裁判

中、付与裁判が92%を占め、拒否裁判は少ない（8%）。この数値をみると、家裁の付与基準はきわめて緩やかである、または（同時に）援助申立ての関係人<sup>96)</sup>（申立人・相手方・その他の関係人）の多くが主体的要件を満たす経済状態にあるという択一的（または並列的）な状況が推測される。しかも付与裁判中、双方への付与が54%であり、半数以上の手続の関係人は双方ともに援助を付与されていることになる。前述の離婚法制（民法1564条以下）とともに、離婚事件手続に対する手続法制<sup>97)</sup>もそうした傾向に影響しているものと考えられる。援助裁判中、分割払い付きの援助の割合は約10%であるが、双方付与の19%、相手方付与の13%、申立人付与10%、その他の関係人付与の4%がそれぞれ分割払いを命じられている。拒否裁判は、申立人が63%と多い（相手方は29%、双方は5%、関係人は3%）。

抗告審をみると、援助裁判件数は大幅に減少する（第一審の4%相当）。そのうち援助付与の割合は72%、援助拒否が28%に上昇し、第一審より援助の付与に厳しい傾向がうかがえる。援助付与中、ここでも双方付与が46%で約半数を占める。援助裁判中、分割払い付きの援助は12%で、分割払いなしの援助が明らかに多い（88%）。分割払い付き援助のうち、双方支

96) 家裁手続において申立人は関係人（*Beteiligter*）とよばれており（家事非訟法7条1項）、これに加えて、手続によりその権利が直接にかかわる者（2項1号）、同法または別の法律によって、職権でまたは申立てにより関与すべき者も関係人となる（2項2号）。

97) 家庭非訟法76条1項はすべての通常の家庭事件の手続費用援助の付与について民訴法の訴訟費用援助の規定を準用しているが、他方、離婚事件および家庭訴訟事件に対しては、手続費用援助の規定（76条から78条）を適用せず、民訴法114条以下による訴訟費用援助の規定を準用すると定める（113条1項）。そして同法は、家裁・高裁手続での婚姻事件および離婚効果事件の夫婦、独立の家庭紛争事件における関係人に弁護士による代理を必要とし（114条1項）、離婚事件で弁護士の代理を受けていない相手方に対して裁判所の職権による弁護士付添い（138条1項1文）、離婚事件のための援助付与は年金調整事件に及ぶが（149条）、他の種の効果事件（監護、面接交流、子の引渡し、扶養、財産権、婚姻住居、家財）では個別の援助申立て・付与が必要であるなどと規定する。vgl. Kalthoener/Büttner/H. Wrobel-Sachs, Prozesskostenhilfe, I, 11 c, Rn. 432ff., S. 161f.

払いが59%を占める。他方、拒否裁判では原告人が多くを占める（78%）。

エ 労働裁判権（表Ⅲ-3）の第一審の援助裁判は4万件をこえる。そのうち援助付与が93%、援助拒否は7%であり、この数値からは、労働裁判所の緩やかな援助付与が推測される。援助付与の98%、援助拒否の92%をそれぞれ原告が占める。司法統計によれば、労働裁判所の原告は圧倒的に労働者か労働組合であり、その手続対象は解雇や金銭請求を原因とするものが多く<sup>98)</sup>、上記割合は手続のこうした実情の反映と考えられる。援助付与中、分割払い付きの付与は12%で、前掲通常裁判権の第一審・地裁と近似の割合である。双方付与は196件で、付与裁判の1%に満たない。弁護士付添いに関する法改正の効果は不明である。控訴審の援助裁判件数は大幅に減少するが、援助付与は81%を占め、そのうち分割払い付きの援助付与が13%ある。

オ 社会裁判権をみると（表Ⅲ-5）、援助裁判は民事通常裁判権の第一審・区裁のそれに近い件数で、相当多い（7.3万件）。そのうち援助付与が76%、援助拒否が24%で、これも民事通常裁判権の第一審・区裁の割合と同じである。援助付与はほぼ原告側であり、分割払いなしの援助付与が98%を占める。控訴審の援助裁判は約4千件となるが、そのうち援助付与は約60%を占める。しかし、分割払い付きの援助付与はわずかである（2%）。連邦政府法案の理由書の指摘と異なり、割合からみる限り、社会裁判権の援助付与は少し緩やかになったといえようか。

カ これに対し、行政裁判所（表Ⅲ-4）と財政裁判所（表Ⅱ）の援助付与は厳しいように思われる。まず行政裁判所では、援助拒否が60%である<sup>99)</sup>。援助付与は圧倒的に申立人側である。また財政裁判所の援助裁判は

98) Vgl. Statistisches Bundesamt, Justiz & Rechtspflege, Arbeitgerichte, S22.

99) 社会裁判所法86条 b 第1項1文は、社会裁判所は申立てにより、異議または取消しの訴えが停止的效果を有するとき（1号）、それを有しないとき（2号）など、即時の執行を命ずることができる旨規定する。行政裁判所の「仮の権利保護手続」とは、これを指すものと理解しておく。

表Ⅲ-1 民事通常裁判権 (件)

	援助裁判総数	付与裁判	分割払いあり	分割払いなし	拒否裁判
第一審・地裁	76,925	58,253	3,940	54,313	18,672
		原告のみ	原告中		原告のみ
		被告のみ	被告中		被告のみ
		双方	双方		双方
			6.70%		8,476
			6.70%		9,896
			47.70%		150
			39.50%		
			12.80%		
第一審・地裁	26,741	18,530	2,058	16,472	8,211
		原告のみ	原告中		原告のみ
		被告のみ	被告中		被告のみ
		双方	双方		双方
			10.70%		5,420
			11.30%		2,691
			43.90%		50
			41.70%		
			14.30%		
控訴審・地裁	530	293	24	269	237
		控訴人のみ			控訴人のみ
		被控訴人のみ			被控訴人のみ
		双方			双方
			10.90%		198
			15.90%		37
			50%		1
			50%		
			0%		
控訴審・高裁	3,416	2,068	242	1,826	1,348
		控訴人のみ			控訴人のみ
		被控訴人のみ			被控訴人のみ
		双方			双方
			26.70%		122
			53.30%		13
			20%		

表Ⅲ-2 家庭裁判所（件）

	援助裁判総数	付与裁判	分納払いあり	分納払いなし	拒否裁判
第一審・家裁	438,302	405,207	39,608	365,599	33,095
		申立人	申立人		申立人
		相手方	相手方		相手方
		双方	双方		双方
		その他の関係人	その他の関係人		その他の関係人
抗告審・高裁	16,383	11,765	1,399	10,276	4,618
		抗告人のみ	抗告人のみ		抗告人のみ
		相手方のみ	相手方のみ		相手方のみ
		双方	双方		双方
		その他の関係人	その他の関係人		その他の関係人

表Ⅲ-3 労働裁判権（件）

	援助裁判	付与裁判	分納払いあり	分納払いなし	拒否裁判
第一審・労働裁判所	43,214	40,403	4,906	35,497	2,811
		原告のみ	4,791		原告のみ
		被告のみ	21		被告のみ
		双方	196		双方
第二審・ラント労働裁判所	1,356	1,095	138	957	261
		原告のみ	610		原告のみ
		被告のみ	443		被告のみ
		双方	21		双方

表Ⅲ-4 行政裁判権 (件)

	援助裁判	付与裁判	分判払いあり	分判払いなし	拒否裁判
第二審・行政裁判所	16,878	6,800	150		10,078
		申立人のみ	6,795	6,645	申立人のみ
		相手方のみ	5		相手方のみ
		双方			双方
仮の権利保護手続・行政裁判所	7,559	1,217			6,342
		申立人のみ	1,217	15	申立人のみ
		相手方のみ			相手方のみ
		双方			双方

表Ⅲ-5 社会裁判権 (件)

	援助裁判	付与	分判払いあり	分判払いなし	拒否
第一審・社会裁判所	73,326	56,029	932	55,114	17,300
		原告	56,012	55,114	原告
		被告	17		被告
仮の権利保護手続	13,563	8,779	49	8,727	4,785
		申立人	8,776	8,727	申立人
		相手方	3		相手方
控訴審・ラント社会裁判所	4,041	2,414	78	2,336	1,627
		上訴人	1,850	1,792	上訴人
		被上訴人	564	544	被上訴人

豊田：ドイツ訴訟費用援助法の改正

2.4千件、ここでも援助付与より援助拒否が多くて62%である。分割払い付きの援助付与はきわめて少ない（5%）。

(完)

**【追記】** 法学部創設40周年の祝賀と、8名の先生方のご退職にあたり、まだまだ不十分な内容ではありますが、本稿を謹呈させていただきます。先生方はそれぞれ大学・法学部・法科大学院の中核で活躍され、本学の教育・研究そして運営にご尽力頂きました。わたくしも一緒に授業や仕事をさせて頂く機会ごとに、それぞれの先生方からたくさんのご教示やご助力を賜りました。また私的なご交誼も頂戴しました。先生方の今後のご健勝とご活躍を祈念して、心からお礼を申し上げます。有り難うございました。

**【2017年2月2日追記】** 渡邊直行先生の思いもよらないご逝去に心からお悔み申し上げます。先生には大変お世話になりました。さようなら。